

令和7年習志野市教育委員会第6回定例会

日時: 令和7年6月25日(水)15時00分

場所: 市庁舎3階大会議室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
(1) 令和7年度学校基本調査の結果について	(教育総務課) 1
(2) 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)	(学務課) 2
(3) 中学校総合体育大会の熱中症対策について	(保健体育安全課) 3
(4) 習志野市教員のICT活用指導力の実態の分析・考察について	(総合教育センター) 4
(5) 臨時代理の報告について 【工事請負契約の締結について(秋津サッカー場グラウンド人工芝化整備工事)】	(生涯スポーツ課) 5
3 協議事項	
協議第1号 習志野市部活動ガイドライン改訂について	(指導課) 6
協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について 令和7年7月23日(水)午後3時00分	7
4 その他	

※は非公開の見込み

## 令和7年習志野市教育委員会第6回定例会 議題概要

### 報告事項(1)

#### 令和7年度学校基本調査の結果について

・令和7年度学校基本調査の結果について、報告するものです。

### 報告事項(2)

#### 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)

・地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項により損害賠償の額の決定及び和解について市長が専決処分し、同条第2条に基づいて議会に報告されたので、報告するものです。

### 報告事項(3)

#### 中学校総合体育大会の熱中症対策について

・中学校総合体育大会の熱中症対策について、報告するものです。

### 報告事項(4)

#### 習志野市教員のICT活用指導力の実態の分析・考察について

・習志野市教員のICT活用指導力の実態の分析・考察の結果について、報告するものです。

### 報告事項(5)

#### 臨時代理の報告について

#### 【工事請負契約の締結について(秋津サッカー場グラウンド人工芝化整備工事)】

・秋津サッカー場グラウンド人工芝化整備工事の工事請負契約の締結を市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により、報告するものです。

### 協議第1号

#### 習志野市部活動ガイドライン改訂について

・習志野市部活動ガイドラインの改訂について、協議するものです。

報告事項(1)

令和7年度学校基本調査の結果について

令和7年度学校基本調査の結果について、別紙のとおり報告する。

令和7年6月25日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

## 令和7年度 学校基本調査の結果について



令和7年6月25日(水) 教育委員会第6回定例会  
教育総務課

### 1 園児・児童・生徒数、及び学級数

		令和6年度		令和7年度		増減	
		学級	人数	学級	人数	学級	人数
学級数・園児数・児童数・生徒数	幼稚園 (3園)	10	74	6	36	▲4	▲38
	こども園 (7園)	33	679	38	729	5	50
	小学校 (16校)	348	8,895	346	8,720	▲2	▲175
	中学校 (7校)	137	4,083	142	4,067	5	▲16
	習志野高校	24	945	24	948	0	3
	計	552	14,676	556	14,500	4	▲176

※こども園の人数は、3・4・5歳児の合計数

## 2 小学校 学校別 児童数・学級数

### 【小学校】

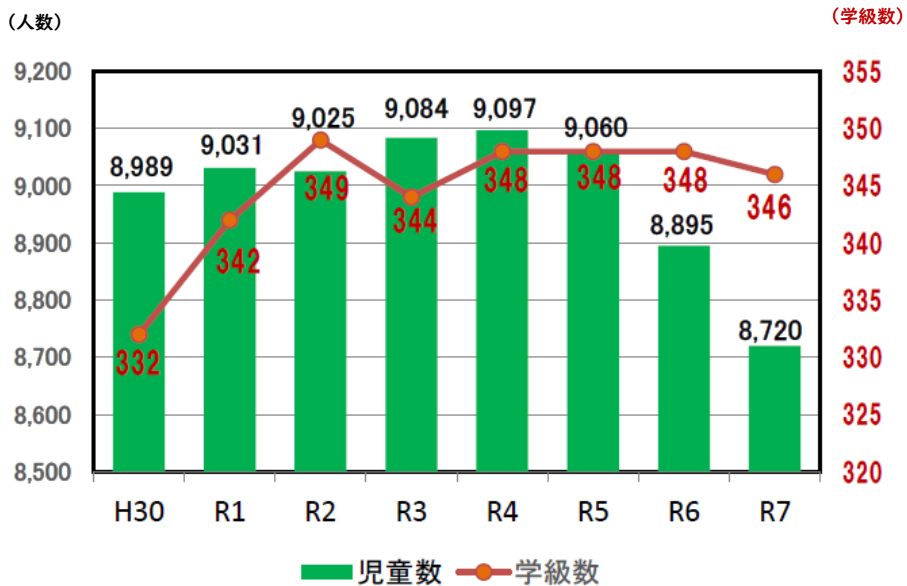
区分\年度	令和6年度	令和7年度	増減
津田沼小	23	23	0
	588	583	▲5
大久保小	28	29	1
	737	745	8
谷津小	46	46	0
	1298	1291	▲7
鷺沼小	27	27	0
	707	669	▲38
実籾小	16	17	1
	310	325	15
大久保東小	17	16	▲1
	437	418	▲19
袖ヶ浦西小	11	13	2
	188	187	▲1
東習志野小	26	24	▲2
	731	657	▲74

区分\年度	令和6年度	令和7年度	増減
袖ヶ浦東小	13	11	▲2
	256	231	▲25
屋敷小	28	28	0
	767	748	▲19
藤崎小	22	21	▲1
	562	546	▲16
実花小	21	22	1
	617	595	▲22
向山小	14	14	0
	327	340	13
秋津小	12	9	▲3
	221	208	▲13
香澄小	12	14	2
	221	242	21
谷津南小	32	32	0
	928	935	7
計	348	346	▲2
	8,895	8,720	▲175

(上段:学級数 下段:児童数)

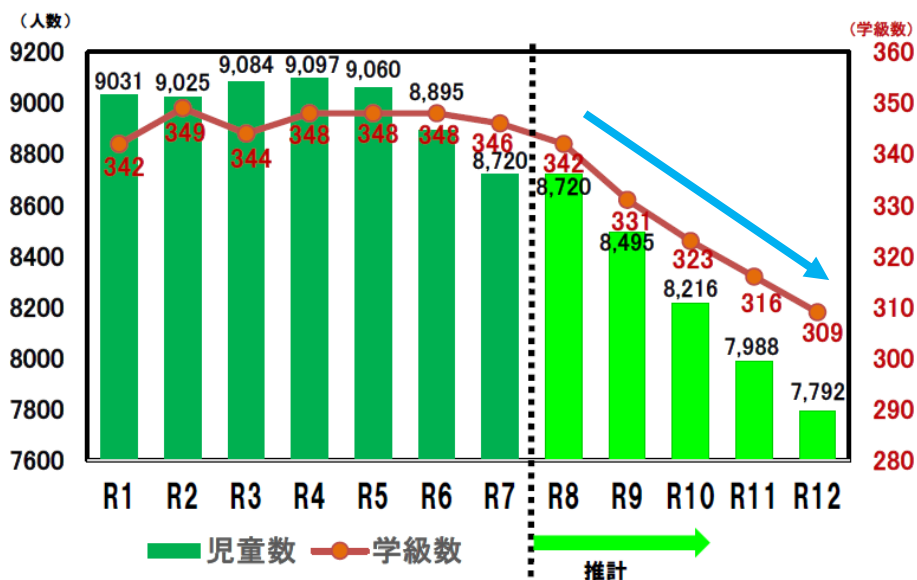
3

## 3 小学校 児童数・学級数 推移



4

## 4 小学校 児童数・学級数 今後の推計



5

## 5 中学校 学校別 生徒数・学級数

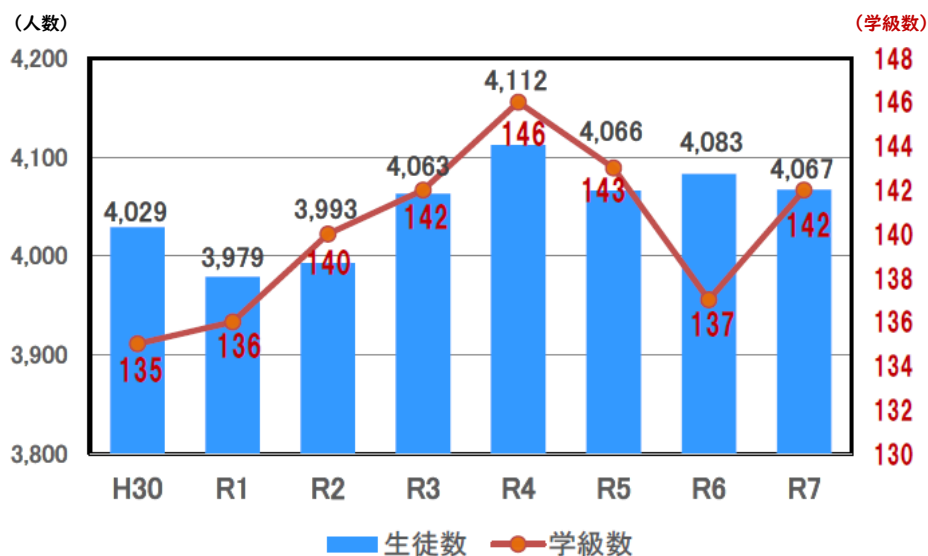
【中学校】

区分\年度	令和6年度	令和7年度	増減
第一中	25	26	1
	749	777	28
第二中	20	19	▲1
	591	537	▲54
第三中	12	14	2
	344	356	12
第四中	26	27	1
	823	825	2
第五中	24	24	0
	726	727	1
第六中	19	21	2
	534	528	▲6
第七中	11	11	0
	316	317	1
計	137	142	5
	4,083	4,067	▲16

(上段:学級数 下段:生徒数)

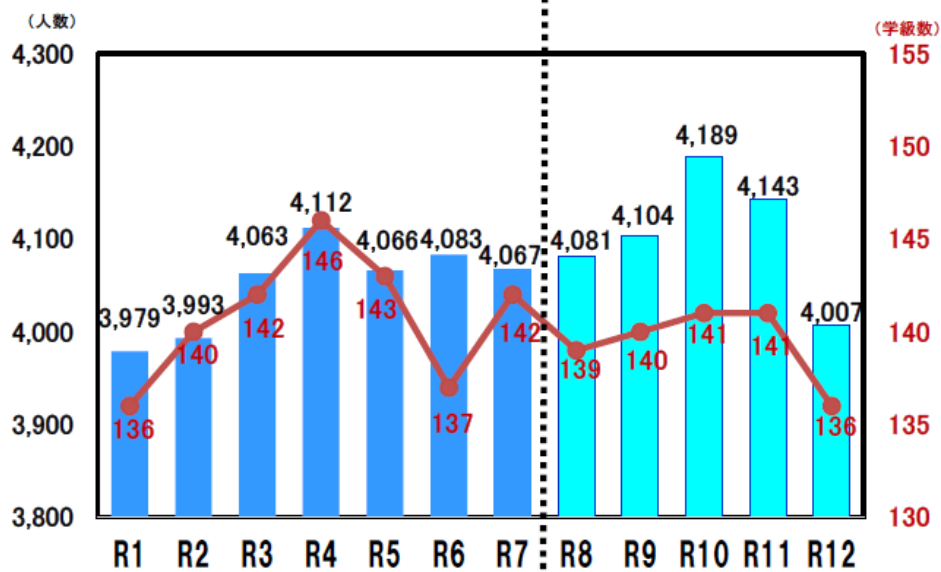
6

## 6 中学校 生徒数・学級数 推移



7

## 7 中学校 生徒数・学級数 今後の推計



8

## 8 市立園別 園児数・学級数

### 【幼稚園】

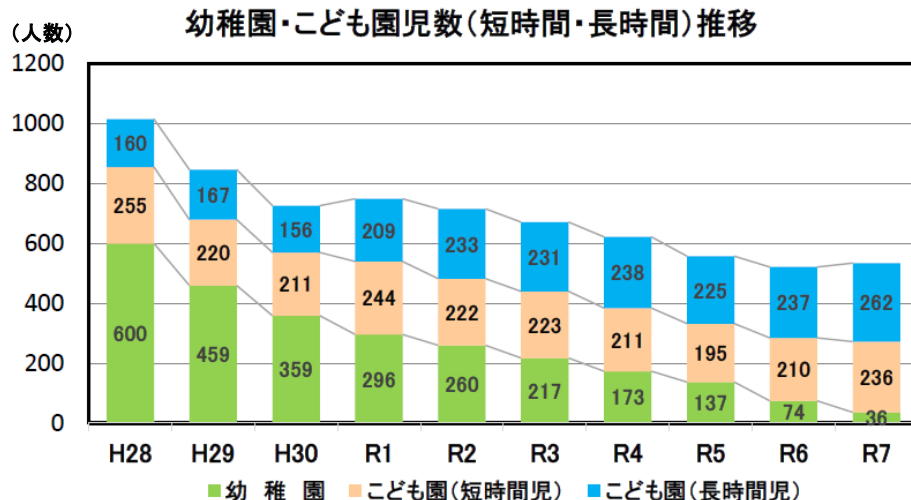
区分\年度	令和6年度	令和7年度	増減
谷津幼	2	2	0
	31	16	▲ 15
津田沼幼	2	2	0
	18	9	▲ 9
屋敷幼	2	2	0
	12	11	▲ 1
藤崎幼	2		▲ 2
	13		▲ 13
大久保東幼	2		▲ 2
	0		0
計	10	6	▲ 4
	74	36	▲ 38

### 【こども園】

区分\年度	令和6年度	令和7年度	増減
東習志野	6	7	1
	155	150	▲ 5
杉の子	6	6	0
	106	112	6
袖ヶ浦	6	6	0
	138	126	▲ 12
大久保	7	7	0
	171	149	▲ 22
新習志野	4	4	0
	60	60	0
向山	4	5	1
	49	98	49
藤崎		3	3
		34	34
計	33	38	5
	679	729	50

(上段:学級数 下段:園児数)

## 9 幼稚園・こども園児童数(短・長時間)推移



○こども園の園児数は、4、5歳短時間保育(1号認定こども)と4、5歳長時間保育(2号認定こども)を表す



# 10 教職員数

		令和6年度	令和7年度	増減
		人数	人数	人数
教 職 員 数	幼稚園	19	11	▲ 8
	こども園	57	68	11
	小学校	620	629	9
	(うち教諭等)	510	517	7
	(主幹教諭)	5	5	0
	中学校	300	302	2
	(うち教諭等)	254	257	3
	(主幹教諭)	4	2	▲ 2
	習志野高校	82	80	▲ 2
	(主幹教諭)	0	0	0
	計	1,078	1,090	12

※こども園の教諭の数は、3，4，5歳児学級の担任と管理職を記載。

## 報告事項(2)

専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項により損害賠償の額の決定及び和解について市長が専決処分し、同条第2条に基づいて議会に報告されたことから、別紙のとおり報告する。

令和7年6月25日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

## 損害賠償の額の決定及び和解について

事件の概要	令和7年3月2日、習志野市奏の杜一丁目13番1号（習志野市立第一中学校）において、野球部の部活動中に打撃練習をしていた生徒の打球を、市がグラウンドに設置したネットの高さでは防ぐことができなかったことにより、当該打球が駐車中の相手方車両に当たり、フロントガラスを損傷した物損事故
損害賠償額	32万7,459円
相手方	個人
和解の条件等	市は相手方に対し、修理費として32万7,459円を支払う。 相手方は、本件事故については、名目のいかんを問わず今後一切の請求を行わないものとする。
専決処分日	令和7年5月21日

報告事項(3)

中学校総合体育大会の熱中症対策について

中学校総合体育大会の熱中症対策について、別紙のとおり報告する。

令和7年6月25日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

## 中学校総合体育大会の熱中症対策について

### 1. 趣旨

近年の猛暑を踏まえ、令和7年度中学校総合体育大会において、生徒の安全を最優先とし、熱中症対策を強化する。具体策を以下に示す。

### 2. 屋外競技における対策

#### (1) WBGT 計の配備と運用

- ・各会場に WBGT（暑さ指数）計を配備する（令和7年4月25日第一回習志野市小中体連理事会で全専門部長に WBGT 計を配付済み）。
- ・WBGT 値に応じて、試合の進行方法を柔軟に変更できる体制を整備する（例：インターバルの追加など）。
- ・測定は競技開始前および必要時に実施する。

#### (2) 人員配置による安全確保

- ・小中体連事務局は各専門部長と連携し判断を行う。
- ・養護教諭が健康観察・応急対応を行う。
- ・校長を会場担当（会場責任者）として各会場に位置付ける。
- ・指導主事を配置し、WBGT 値の確認など安全判断を担う。

#### (3) 生徒・教員への事前指導

- ・熱中症予防（水分補給・帽子着用・健康観察）を事前指導する。
- ・各校での事前健康確認を徹底する。

#### (4) 実際の運用について（WBGT 値が 31 を超えた場合）

- ・WBGT 値が 31 を超えた場合、競技を一時中断し、以下の流れで対応を行う。
  - ①会場担当校長・専門部長・指導主事が協議し方針を決定する。
  - ②その内容を小中体連事務局と確認する。
- ・安全確保を最優先にしつつ、以下のような対応策の充実を図る。
  - ①休憩の回数を増やす。
  - ②休憩の時間を延ばす。
  - ③必要に応じて給水時間や場所の追加など、熱中症対策を強化する。
  - ④専門部で用意した冷却用の氷や経口補水液を使用する。
  - ⑤エアコン設備のある休憩室を使用する。

### 3. 屋内競技における対策

#### (1) 空調完備会場の選定

- ・空調完備の施設で実施し、快適な環境を確保する。
- ・事前に設備稼働・換気状況を確認する。

#### (2) 休憩・水分補給体制

- ・冷房のある休憩待機室を使用する。
- ・安全確保を最優先にしつつ、予定通り大会が進行できるよう調整を行う。

※昨年度から、屋内競技はすべて空調の整った会場で実施している。

#### 4. 競技日程・会場一覧

期日	種目	会場	競技開始	競技終了予定	担当校長	担当指導主事
6月22日(日)	硬式テニス	東邦中学	9:00	16:00	東邦中 松本琢司校長	江住敏也
6月28日(土)	柔道	東部体育館	10:20	11:30		
6月29日(日)	バレーボール男子	東部体育館	9:50	17:00		
	硬式テニス	東邦中学	9:00	16:00	東邦中 松本琢司校長	江住敏也
7月5日(土)	野球	第一カッター球場	8:30	16:30	五中 小出広恵校長	辻本諒
	サッカー	第一カッターフィールド	9:00	16:00	一中 野村健一校長	北原健二
	バスケットボール	東邦大学	9:00	17:00		
	バレーボール男子	東部体育館	9:30	16:00		
	ソフトボール	第三中学校	9:15	16:00	三中 安村和晃校長	長岡純子
	ソフトテニス(団体)	秋津テニスコート	9:00	16:00	四中 近藤篤史校長	am白神和幸、pm野口博道
7月6日(日)	水泳	東邦中学校	9:15	12:00		
	野球	第一カッター球場	9:00	13:00	五中 小出広恵校長	辻本諒
	バスケットボール	東邦大学	9:00	17:00		
	ソフトボール	第三中学校	8:30	13:00	三中 安村和晃校長	am坂井祐介、pm紫芝雄亮
	ソフトテニス(個人)	秋津テニスコート	9:00	16:00	四中 近藤篤史校長	am永井健吾、pm真坂洋介
	卓球男子	東邦中学校	9:50	17:00		
7月12日(土)	剣道	東部体育館	10:00	16:00		
	野球	第一カッター球場	9:00	11:00	五中 小出広恵校長	辻本諒
	サッカー	第一カッターフィールド	9:00	12:30	一中 野村健一校長	北原健二
7月13日(日)	バレーボール女子	東部体育館	9:50	17:00		
	サッカー	第一カッターフィールド	9:00	10:45	一中 野村健一校長	北原健二
	バスケットボール	東邦大学	9:00	15:30		
	バレーボール女子	東部体育館	9:40	16:00		
7月17日(木)	卓球女子+男子ダブルス	東邦中学校	9:50	17:00		
	陸上競技	千葉県スポーツセンター	9:00	15:30	三中 安村和晃校長 四中 近藤篤史校長	渡辺明日子

#### 5. 暑さ指数(WBGT)について【運動に関する指針】(環境省:熱中症予防サイトより)

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35°C以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31°C以上 35°C未満	28以上 31未満	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10~20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28°C以上 31°C未満	25以上 28未満	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24°C以上 28°C未満	21以上 25未満	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24°C未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

## 6. 屋外種目の具体的熱中症対策について

種目	熱中症対策
野球	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 守備時間が 20 分を経過した時点で、試合を中断させ、給水休憩をとる。</li> <li>・ 朝 8 時の段階で、「環境省 熱中症予防情報サイト」において船橋の通常の暑さ指数の予報が、以下の基準に達しそうな場合（予報が出ている）は給水休憩を設ける。また、朝 8 時前後に支部 LINE で当日の対応を確認する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①暑さ指数（WBGT）が 25～31 未満の予測が出ている場合は、3・5 回に給水休憩を設ける。グラウンド整備は 5 回終了時に行う。</li> <li>②WBGT が 31 以上の予測が出ている場合は、2・4・6 回終了時に給水休憩を設ける。その場合はグラウンド整備を 4 回終了時に行う。</li> </ul> </li> <li>・ スタンドへの熱中症対策の呼びかけなどをこまめに行う。</li> </ul>
サッカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WBGT28 以下はクーリングブレイク 3 分、28 以上はクーリングブレイク 5 分を前半、後半の途中に設ける。31 以上になった場合はクーリングブレイク 3 分を前半、後半の途中に 2 回設ける（ランニングタイム 10 分前後で 1 回目、ランニングタイム 25 分前後で 2 回目）。</li> <li>・ クーリングブレイクはエアコンのきいたロッカールームで行う。</li> <li>・ 準決勝、決勝の開始時間を午前中にする。</li> <li>・ 交替は審判の許可を得て自由交替とする（交代人数の制限はない、再出場可）。</li> </ul>
ソフトボール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃が 20 分以上続く場合は、一度給水休憩を設ける。</li> <li>・ WBGT が 31 を超えた際には休憩を入れ、グラウンド整備（水を撒く）を実施する。</li> <li>・ 連戦になるチームがある場合は、次の試合まで 30 分間隔を空ける。また、昼食をはさむ場合は、60 分後のベンチ入りとする。</li> </ul>
陸上競技	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こまめに休憩をとる。個々の競技時間は短いので十分に確保できる。</li> <li>・ こまめに水分補給を行う。練習前に 250～500ml、練習中にも 500～1000ml/時の補給を目安に摂取する。</li> <li>・ 汗には塩分も含まれるので、0.2%程度の食塩水の補給を行う。 （市販のスポーツドリンクの多くは、塩分濃度が 0.1～0.2%である）</li> <li>・ 帽子等を着用し暑さを防ぐ。</li> <li>・ 長距離種目は気温の低い時間を設定する。</li> </ul>
ソフトテニス 硬式テニス	<p>WBGT31 以上の際は、日本テニス連盟の「ヒートルール」に準じて以下の対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 救護の場所に、氷をいれたクーラーボックスを用意する。</li> <li>② チェンジサービス時とファイナルゲームのチェンジサイド時の水分補給も認める。ただし、飲み物は審判台の下に置くこととし、ベンチに戻ることはできない。</li> <li>③ ベンチで休憩する際は日傘の使用を可とし、日陰での休憩を行わせる。</li> </ul>

表 2-1 暑さ指数 (WBGT) に応じた注意事項等  
(出典：環境省夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2020 を一部改変)

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度	乾球温度	注意すべき活動の目安	日常生活における注意事項	熱中症予防運動指針
<b>35以上 熱中症特別警戒アラート発表 いのちを守る行動を取る★1</b>					
<b>33以上 熱中症警戒アラート発表 運動中止★2</b>					
<b>31以上</b>	<b>27℃以上</b>	<b>35℃以上</b>	すべての生活活動でおこる危険性	外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	<b>運動は原則中止★3</b> <b>特別の場合</b> 以外は運動を中止する。特に幼児児童生徒の場合は中止すべき。
28～31	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	<b>嚴重警戒 (激しい運動は中止)</b> 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
25～28	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	<b>警戒 (積極的に休憩)</b> 熱中症の危険度が増すので積極的に休憩を取り適宜、水分、塩分を補給する。激しい運動では30分おきくらいに休憩をとる。
21～25	18～21℃	24～28℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	<b>注意 (積極的に水分補給)</b> 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

- ★1 室内において、エアコン等の設置により、暑さ指数 33℃未満の状況を維持できる場合を除く。校長等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更等を判断する。
- ★2 身近な場所での暑さ指数 (WBGT) を確認し、涼しい場所以外では、運動等を中止する。  
\*熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針 (環境省大臣官房環境保健部) 参照
- ★3 特別の場合とは  
医師、看護師、一次救命処置保持者のいずれかを常駐させ、救護所の設置、及び救急搬送体制の対策を講じた場合、涼しい屋内で運動する場合等のこと。
  - 1 一次救命処置保持者  
心肺蘇生法及び AED の一次救命処置に係る救急救命の講習を受けており一次救命処置ができる、かつ熱中症の応急処置について理解しており、処置行動がとれる者。
  - 2 救護所の設置  
風通しのよい日陰や、できればエアコンの効いた室内等で、当事者が避難及び休憩できる場所を設置してあること。
  - 3 救急搬送体制  
当事者の応急処置、救急車の要請等、有事の際の救急連絡体制が整っていること。  
\*熱中症警戒アラート (試行) の運用指針、日本スポーツ協会熱中症予防運動指針を参照

千葉県教育委員会「学校における熱中症対策ガイドライン」(令和6年4月改訂版)より引用



報告事項(4)

習志野市教員のICT活用指導力の実態の分析・考察について

習志野市教員のICT活用指導力の実態の分析・考察の結果について、別紙のとおり報告する。

令和7年6月25日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

## 習志野市教員のICT活用指導力の 実態の分析・考察について



タブレット端末を使った授業の様子



令和7年6月25日（水）習志野市教育委員会第6回定例会 資料  
総合教育センター




### 調査目的について

文部科学省


学校における教育の情報化の実態に関する調査



ICT活用の日常化に向けた  
関連施策や取組の推進を図る



## 調査回答人数と調査期間について




### 習志野市の調査回答人数

- 令和3年度  
教員 714名（小学校 472名・中学校 242名）
- 令和4年度  
教員 681名（小学校 443名・中学校 238名）
- 令和5年度  
教員 636名（小学校 416名・中学校 220名）
- 令和6年度  
教員 643名（小学校 423名・中学校 220名）


### 調査期間

- 令和3年度 令和4年3月14日（月）～3月28日（月）
- 令和4年度 令和5年3月13日（月）～3月27日（月）
- 令和5年度 令和6年3月 7日（木）～3月25日（月）
- 令和6年度 令和7年3月 3日（月）～3月24日（月）

3



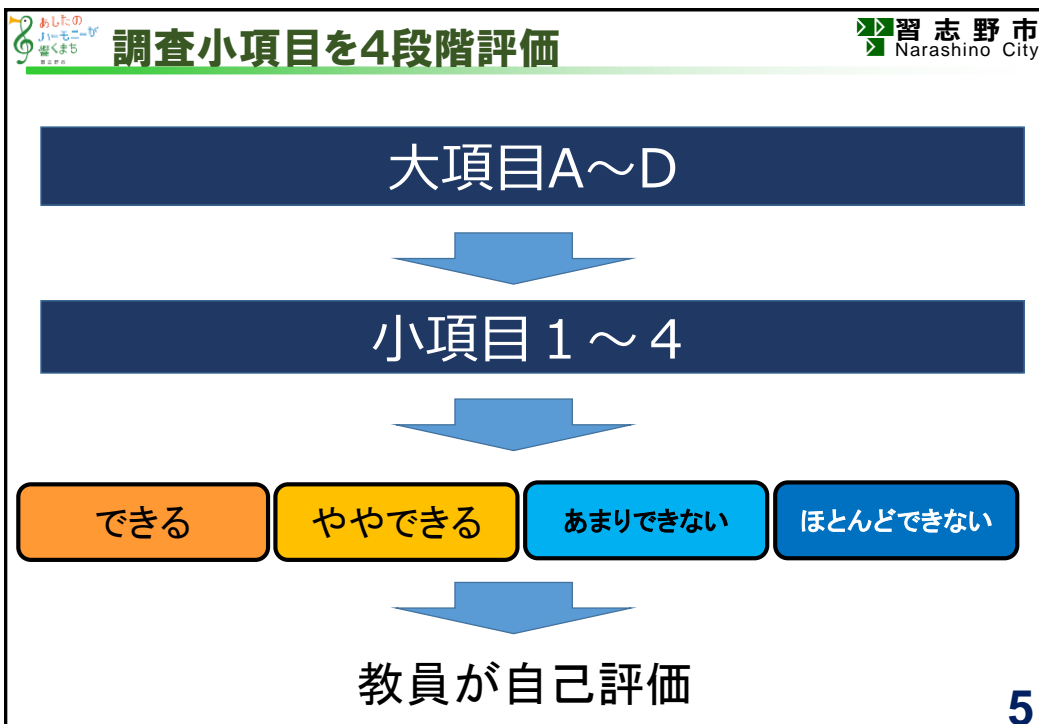
## ICT活用指導力に関する調査大項目



### 調査項目

- A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力
- B 授業にICTを活用して指導する能力
- C 児童生徒のICT活用を指導する能力
- D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

4



あしたの  
J-ムービー  
響くまち  
習志野市

大項目における全国との比較

習志野市  
Narashino City

(1) A : 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力

項目	調査分類		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	経過年度比
A	A-1 (ICTを計画して活用)	市	87%	92%	92%	94%	+7
		国	88%	89%	90%	未	+2
	A-2 (情報収集・発信)	市	83%	90%	91%	93%	+10
		国	87%	88%	90%	未	+3
	A-3 (各種ソフトの活用)	市	92%	93%	94%	93%	+1
		国	92%	92%	93%	未	+1
A-4 (記録・評価)	市	80%	86%	85%	91%	+11	
	国	83%	84%	86%	未	+3	

プラス評価 マイナス評価

6

あしたの  
ICT  
を  
まねて  
まなそう

## 大項目における全国との比較

習志野市  
Narashino City

(1) A : 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力

項目	調査分類		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	経過年度比
A	A-1 (ICTを計画して活用)	市	87%	92%	92%	94%	+7
		国	88%	89%	90%	未	+2
	A-2 (情報収集・発信)	市	83%	90%	91%	93%	+10
		国	87%	88%	90%	未	+3
	A-3 (各種ソフトの活用)	市	92%	93%	94%	93%	+1
		国	92%	92%	93%	未	+1
	A-4 (記録・評価)	市	80%	86%	85%	91%	+11
		国	83%	84%	86%	未	+3

7

あしたの  
ICT  
を  
まねて  
まなそう

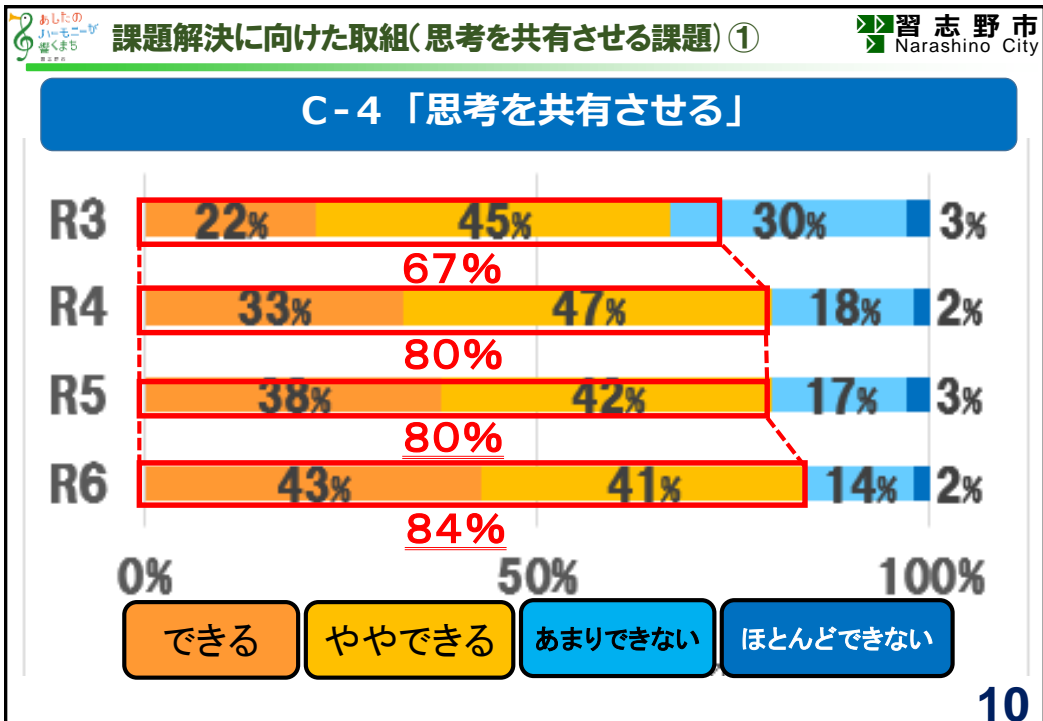
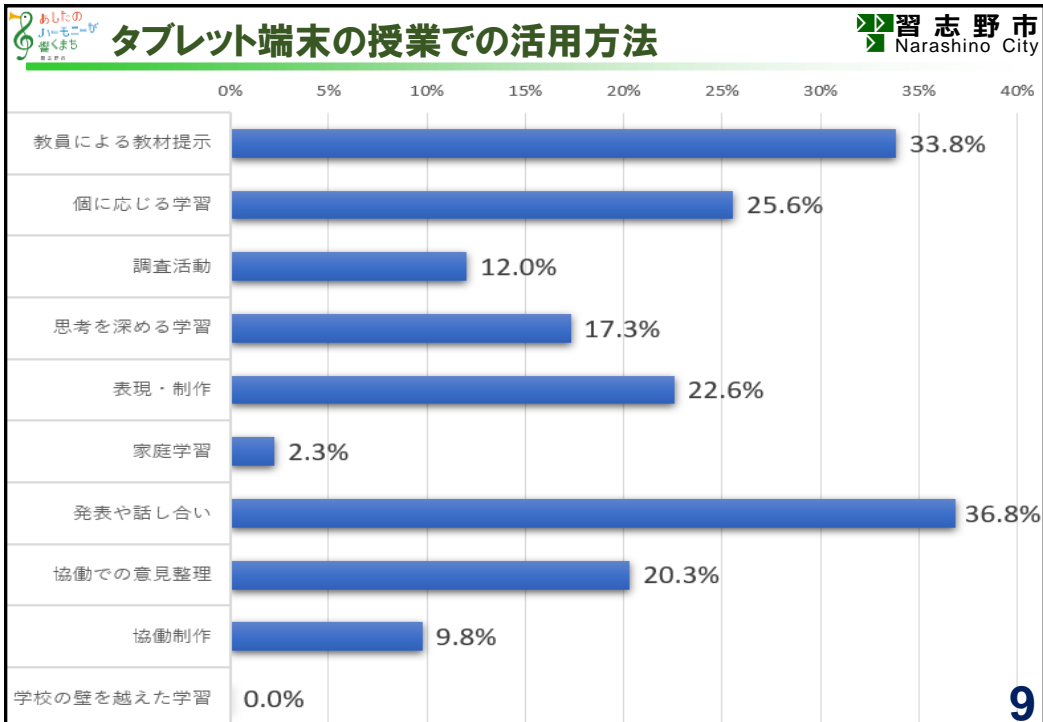
## 大項目における本市の経年変化

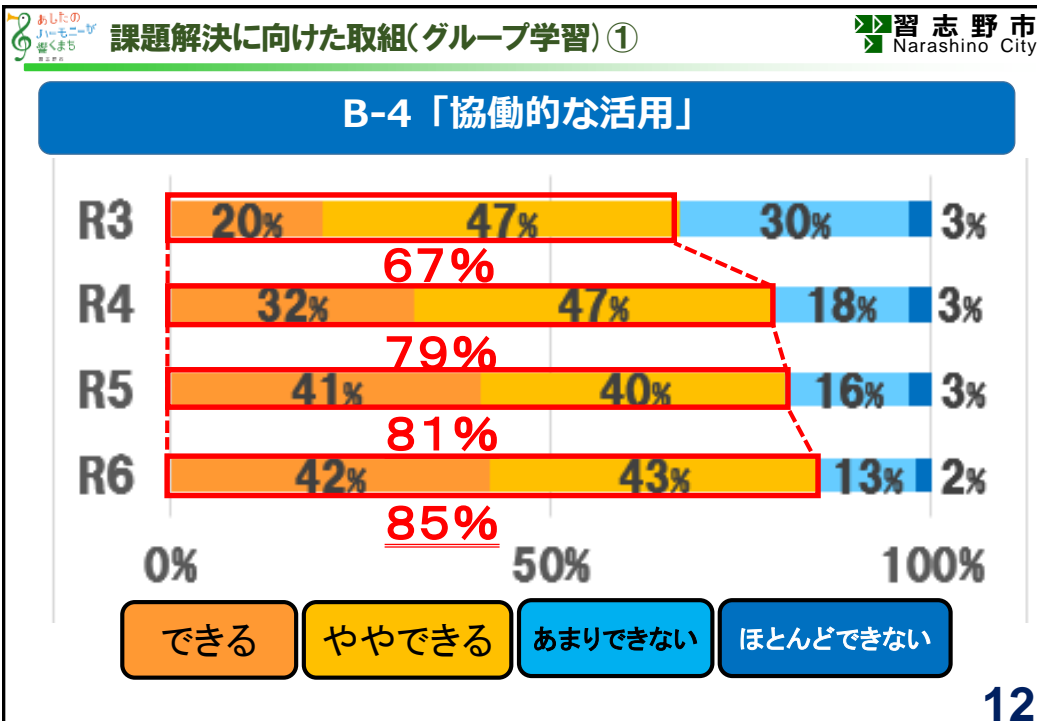
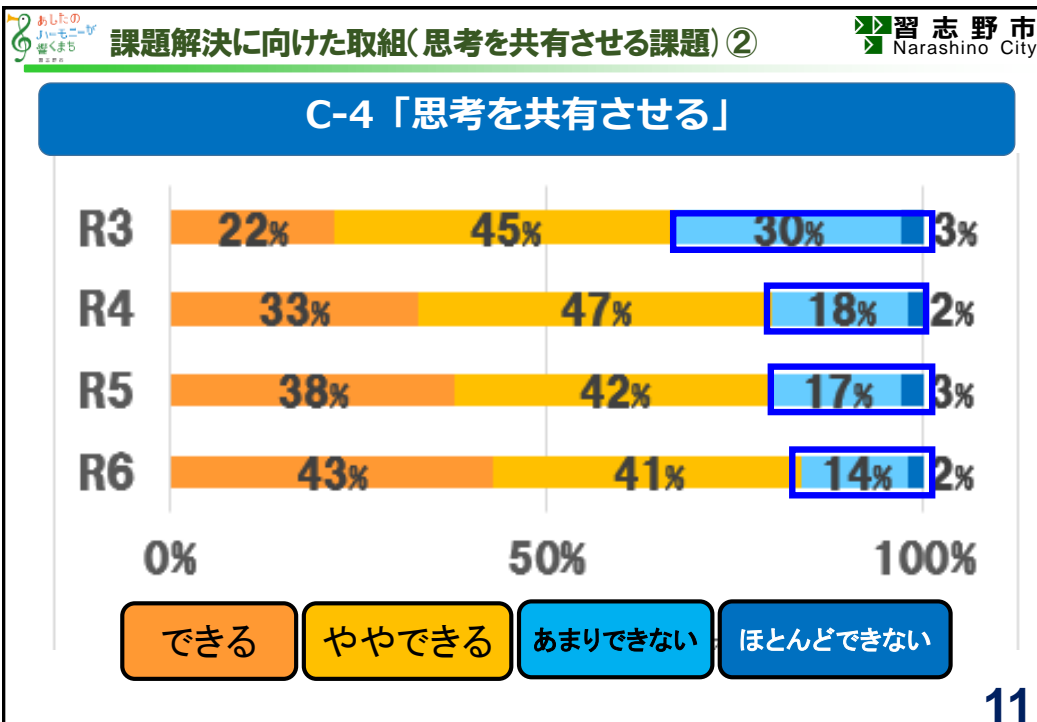
習志野市  
Narashino City

(3) c : 児童生徒のICT活用を指導する能力

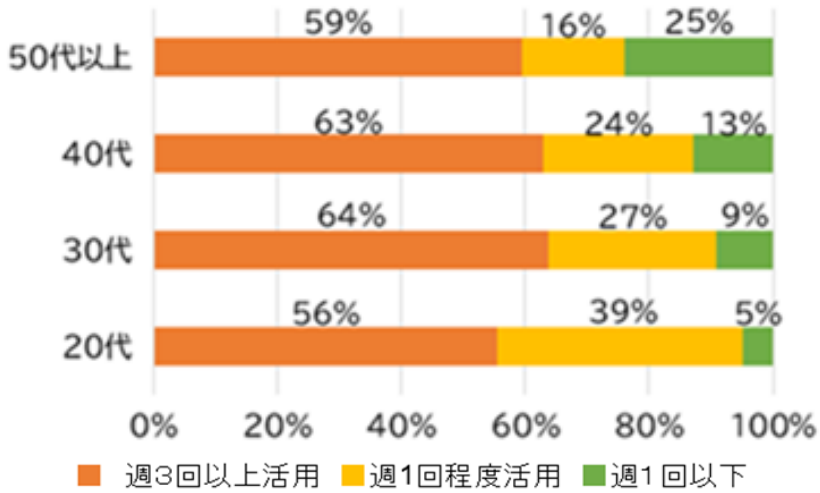
項目	調査分類		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	経過年度比
C	C-1 (基本的操作技能指導)	市	80%	90%	91%	93%	+13
		国	84%	85%	86%	未	+2
	C-2 (情報収集させる)	市	84%	91%	90%	92%	+8
		国	85%	86%	88%	未	+3
	C-3 (文章・グラフ等にまとめさせる)	市	73%	84%	83%	87%	+14
		国	73%	75%	78%	未	+5
C-4 (思考を共有させる)	市	67%	81%	80%	84%	+17	
	国	68%	72%	75%	未	+7	

8

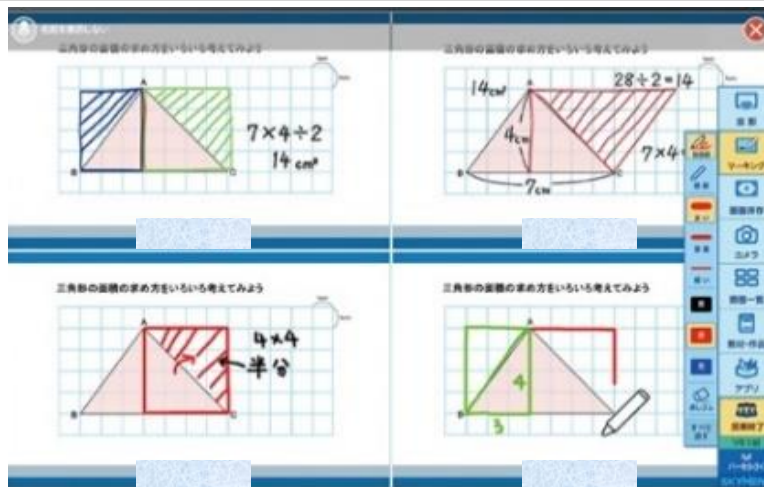




指導教員の年代別タブレット端末の活用状況



授業支援システム「SKYMENU」の導入





## 共同編集によるデータ収集や、 グラフ・発表資料の作成



タブレットを持ち寄って、発表資料を同時に作成している児童の様子

## 教員のICT教育の水準を高めるための人的対応

### ICT学習指導員

総合教育センターに配置のICT学習指導員(1人)が計画的に各学校を巡回訪問。ICTを活用した授業を参観して、授業者に対し指導・助言。

### ICT支援員

民間事業者によるICT支援員(2人)を各学校に派遣。タブレット端末の操作方法やデジタル教材の作成等を支援。

### ICTマスター

各学校に在籍する教員の中で、市が実施しているICT活用推進の認証を受けたICTマスター(88人)が各学校で研修を実施



タブレットを活用した授業の様子

個別最適な学び

協働的な学び

一体化

個の良さ  
と  
可能性

他者の意見  
との  
協働

児童・生徒の資質・能力の向上

## 習志野市教員のICT活用指導力の実態の分析・考察

### 1. 本分析・考察の目的

本市教員のICT活用指導力について、文部科学省の「学校における教育の情報化の実態に関する調査」の結果をもとにし把握するとともに、全国的な実態と本市実態との比較や本市実態の年度比較等について分析・考察し、その結果を踏まえICT活用の日常化に向けた関連施策や取組の推進を図る。

※1人1台の端末が導入された令和3年度～令和6年度の調査結果を対象とした。

### 2. 調査について

○文部科学省「学校における教育の情報化の実態に関する調査」について

- ・調査目的： 初等中等教育における教育の情報化の実態把握と関連施策の推進
- ・調査時点： 令和3年度 令和4年3月14日（月）～3月28日（月）  
令和4年度 令和5年3月13日（月）～3月27日（月）  
令和5年度 令和6年3月7日（木）～3月25日（月）  
令和6年度 令和7年3月3日（月）～3月24日（月）
- ・調査項目： ①学校におけるICT環境の整備状況 ②教育のICT活用指導力
- ・調査対象： ①全国の公立学校 ②全国の公立学校の授業を担当している全教員

#### ※習志野市の調査人数

令和3年度 教員714名（小学校472名・中学校242名）  
令和4年度 教員681名（小学校443名・中学校238名）  
令和5年度 教員636名（小学校416名・中学校220名）  
令和6年度 教員643名（小学校423名・中学校220名）

- ・教員のICT活用指導力に関する調査大項目
  - A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力
  - B 授業にICTを活用して指導する能力
  - C 児童生徒のICT活用を指導する能力
  - D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力
- ・各大項目に4の小項目、計16項目に対し、「できる」「ややできる」「あまりできない」「できない」の4段階で、教員が自己評価をする形で調査

### 3. 大項目における調査結果の概要・本市経年比（令和3年度～令和6年度）

※令和6年度の全国値は未発表のため、「未」としている。

#### 「できる」「ややできる」の自己評価を合算した結果

##### (1) A：教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力

項目	調査分類		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	経過年度比
A	A-1（ICTを計画して活用）	市	87%	92%	92%	94%	+7
		国	88%	89%	90%	未	+2
	A-2（情報収集・発信）	市	83%	90%	91%	93%	+10
		国	87%	88%	90%	未	+3
	A-3（各種ソフトの活用）	市	92%	93%	94%	93%	+1
		国	92%	92%	93%	未	+1
	A-4（記録・評価）	市	80%	86%	85%	91%	+11
		国	83%	84%	86%	未	+3

令和3年度は全国に比べて本市の値は低い結果であったが、令和4年度以降は全国平均よりも高い傾向を示している。

- ・令和3年度から令和4年度にかけて本市の教員の能力は大幅に上昇し、令和4年度以降は全国平均よりも高い数値を示している。令和6年度にはすべての項目について、本市の教員は90%以上の数値を示していることから、教材研究・指導の準備・評価等にICTを活用している率が高いことがわかる。
- ・教員の能力の経年変化を見ても順調に上昇し続けており、伸び比は全国に比べて大きい。
- ・A-4（記録・評価）の項目が令和5年度に一時的に下がったが、令和6年度に再び増加に転じていることからタブレット端末等の評価方法が確立してきたことが窺える。

##### (2) B：授業にICTを活用して指導する能力

項目	調査分類		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	経過年度比
B	B-1（資料の効果的提示）	市	85%	91%	91%	93%	+8
		国	86%	88%	89%	未	+3
	B-2（思考の共有・比較活用）	市	76%	83%	83%	86%	+10
		国	74%	77%	79%	未	+5
	B-3（習熟に応じた活用）	市	72%	78%	80%	86%	+14
		国	72%	75%	78%	未	+6
	B-4（協働的な活用）	市	67%	79%	82%	85%	+18
		国	69%	73%	76%	未	+7

令和3年度当初から全国平均レベルであったが、令和4年度以降は全国平均よりも高い傾向を示している。

- ・令和3年度から令和4年度にかけて本市の教員の能力は大幅に上昇し、令和4年度以降は全国平均よりも高い数値を示している。
- ・教員の能力の経年変化を見ても順調に上昇し続けており、伸び比は全国に比べて倍以上の数値を示している。
- ・B-1（資料の効果的提示）については、大型提示装置を使って日常的に授業内容の見通しを示したり、効果的な授業導入をしたりしている教員が多いことが窺える。
- ・B-2からB-4については、令和3年度に導入したタブレット端末の成果が出ている。特に、タブレットを「思考の共有・比較活用」「習熟に応じた活用」「協働的な活用」で効果的に活用していることが経年変化で明らかになっている。

(3) C : 児童生徒のICT活用を指導する能力

項目	調査分類		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	経過年度比
C	C-1 (基本的操作技能指導)	市	80%	90%	91%	93%	+13
		国	84%	85%	86%	未	+2
	C-2 (情報収集させる)	市	84%	91%	90%	92%	+8
		国	85%	86%	88%	未	+3
	C-3 (文章・グラフ等にまとめさせる)	市	73%	84%	83%	87%	+14
		国	73%	75%	78%	未	+5
	C-4 (思考を共有させる)	市	67%	81%	80%	84%	+17
		国	68%	72%	75%	未	+7

令和3年度当初は全国平均よりも低い傾向にあり、本項目の「児童生徒のICT活用を指導する能力」を上げることが本市の教育課題であった。

- ・令和3年度から令和4年度にかけて本市の教員の指導能力は大幅に上昇し、令和4年度以降は全国平均よりも高い数値を示している。
- ・教員の能力の経年変化を見ても順調に上昇し続けており、伸び比は全国に比べて約2.5～6倍程度の数値を示している。
- ・C-1 (基本的操作技能指導) やC-2 (情報収集させる) について、本市の教員は90%と高い数値を示しており、授業の中で自信をもってタブレット端末等の指導や活用をしていることがわかる。

(4) D : 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

項目	調査分類		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	経過年度比
D	D-1 (活用のルール)	市	91%	91%	91%	93%	+2
		国	88%	88%	89%	未	+1
	D-2 (ネット犯罪対応)	市	88%	92%	94%	95%	+7
		国	89%	90%	91%	未	+2
	D-3 (セキュリティ)	市	86%	90%	88%	91%	+5
		国	83%	84%	86%	未	+3
	D-4 (活用の意欲)	市	87%	90%	89%	92%	+5
		国	83%	86%	87%	未	+4

令和3年度当初から全国平均レベルであったが、令和4年度以降は全国平均よりも高い傾向を示している。

- ・令和3年度から令和4年度にかけて本市の教員の能力は上昇している項目が多く、令和4年度以降は全国平均よりも高い数値を示している。
- ・教員の能力の経年変化を見ても順調に上昇し続けており、伸び比は全国に比べて高い数値を示している。特に、D-2 (ネット犯罪対応) についての本市の指導能力は順調に伸びている。各教員のモラル意識の醸成、各学校での外部講師を招いた情報モラル指導の成果が表れている。
- ・令和5年度にD-3 (セキュリティ)、D-4 (活用の意欲) の項目が一時的に下がったが、令和6年度に再び増加に転じていることから、情報活用の基盤となる知識が日常生活で浸透してきているようだ。

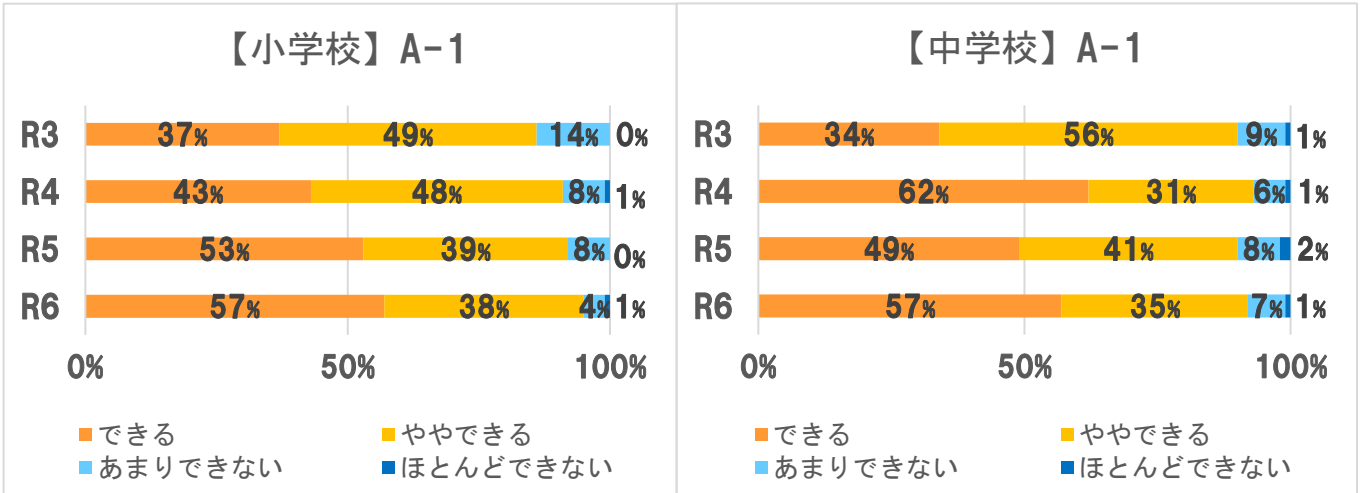
本市の教員のICT活用指導力は令和3年度から令和4年度にかけて大幅に上昇しており、令和4年度以降は全国平均よりも高い水準を維持している。令和6年度はすべての項目にわたり、本市の教員は国の調査で80%以上を達成できている。

#### 4. 各小項目詳細・本市経年比（令和3年度～令和6年度）

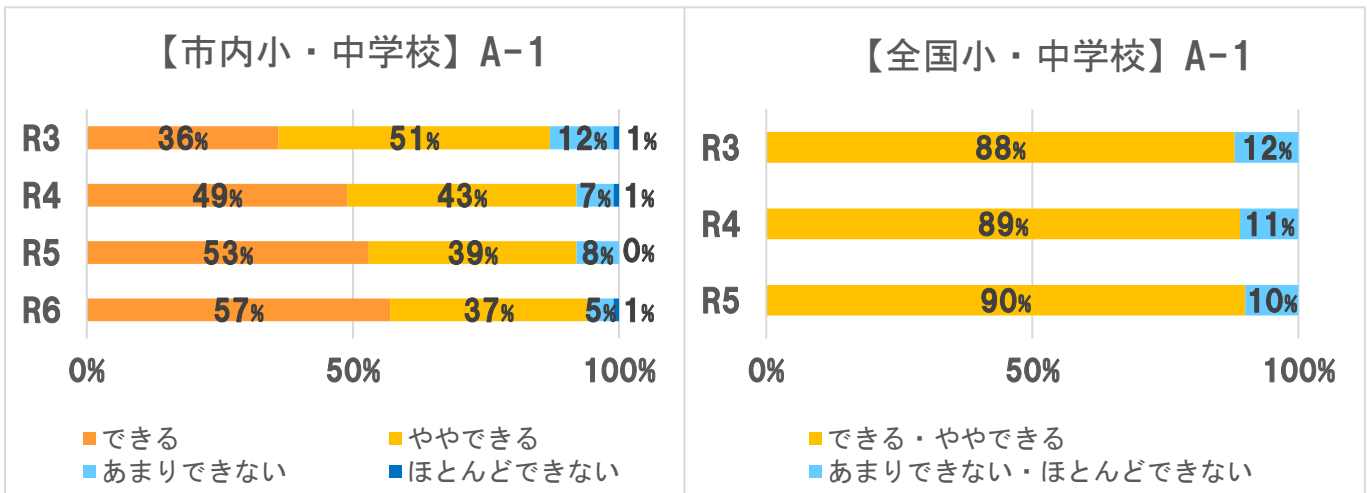
##### A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力

A-1 教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。

##### ■本市小・中学校の比較



##### ■本市と全国の比較



##### ■できる・ややできるのポイントについて

###### 【小中の比較】

◎令和5年度から令和6年度の変化

小学校	+3
中学校	+2

◎令和6年度の小学校と中学校の比較

小学校 > 中学校

###### 【市・国の比較】

◎令和5年度の習志野市と全国平均の比較

92 習志野市 > 全国平均 90

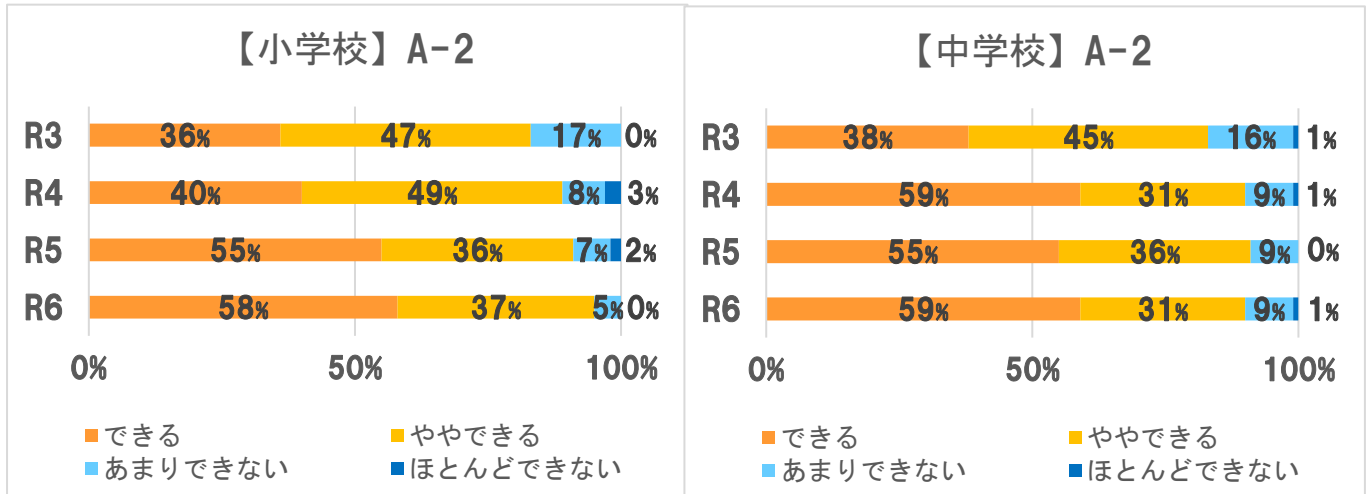
##### 【考察】

小中の教員ともに、本能力における自己評価が高くなってきている。ICTの利用場面を計画して活用することに自信を持つ教員が増加していることが窺える。

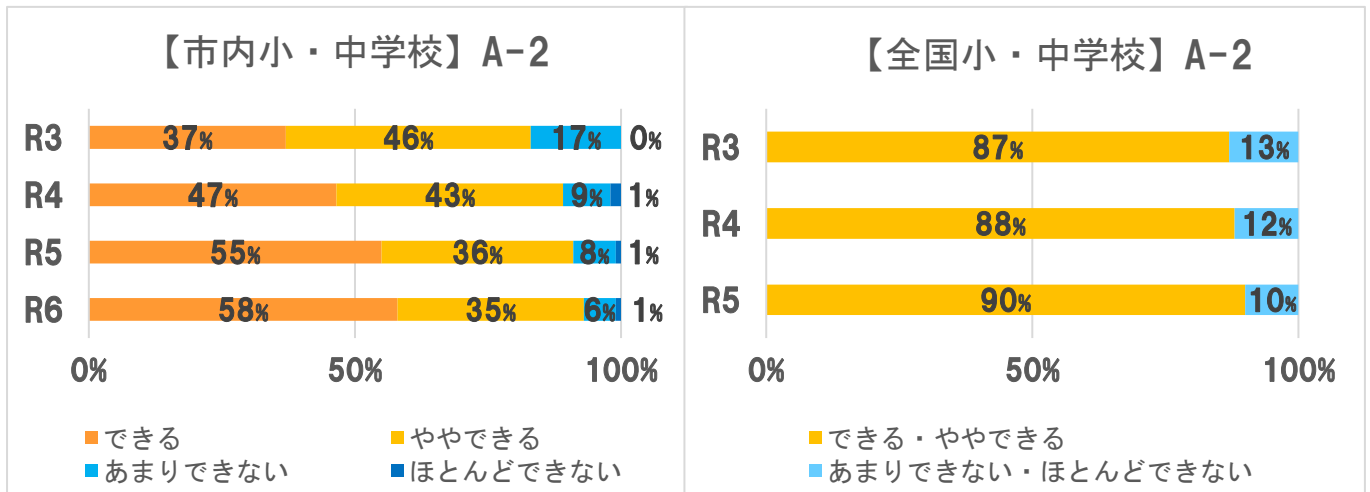
一方、小・中学校で依然10%弱の教員について自己評価が低く、「あまりできない」「ほとんどできない」と回答していることから、今後も利用場面や計画的活用の実践例の周知を引き続き継続するとともに、それを実践につなげる支援が必要である。また、校内での教員の研修が充実するよう併せて支援していく。

A-2 授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。

■本市小・中学校の比較



■本市と全国の比較



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和5年度から令和6年度の変化	
小学校	+4
中学校	-1
◎令和6年度の小学校と中学校の比較	
	小学校 > 中学校

【市・国の比較】

◎令和5年度の習志野市と全国平均の比較	
	91 習志野市 > 全国平均 90

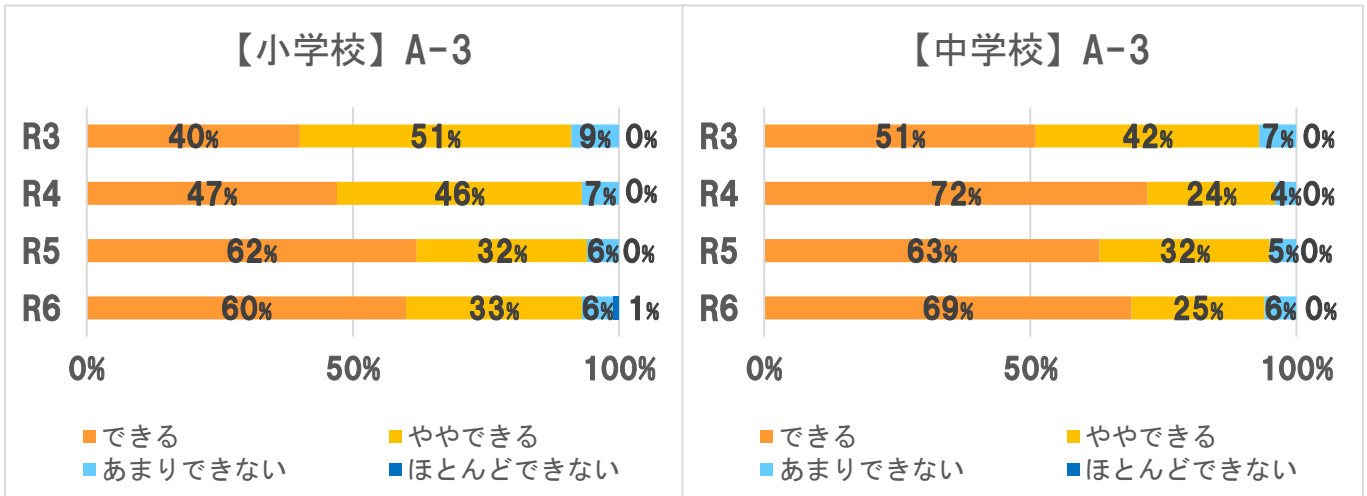
【考察】

小中の教員ともに、年々本能力は自己評価が高くなってきている。授業に使用する教材については、デジタル教科書の活用が進み、効果的に資料等を提示することのできる場面が増えている。また、令和5年度に導入した「tetoru」を活用し、保護者や地域への日常の情報発信や、欠席連絡等のやり取りを円滑に行うことができるようになった。

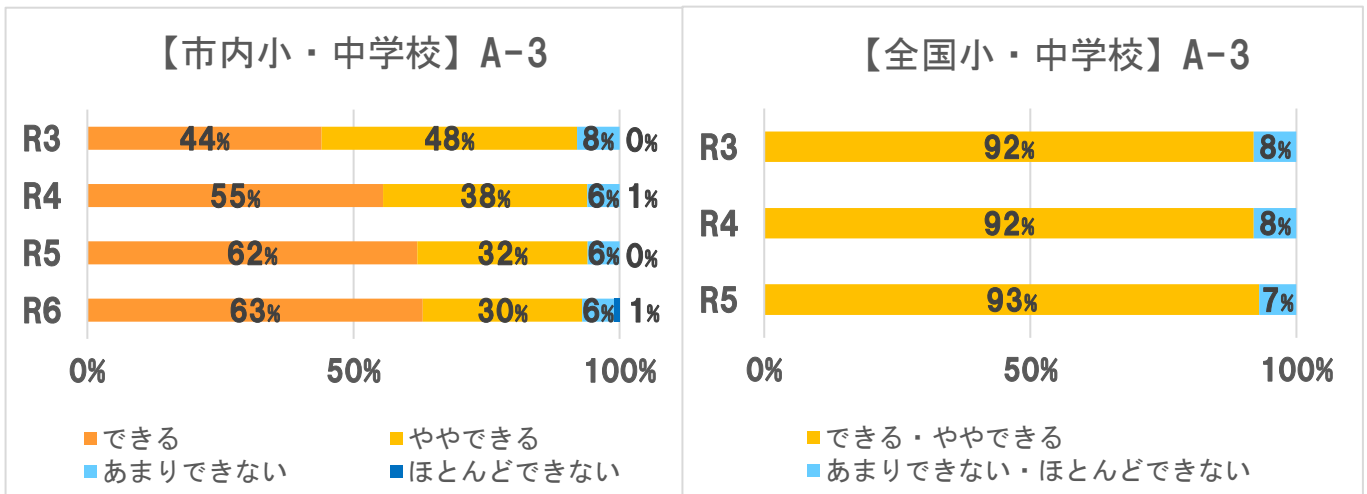
教員同士での連絡・共有にも「tetoru」「C4th」を活用することができるようになったが、連絡手段が多様化したために確認・連携が十分に図れていない場合もあり、共有方法の統一化を図りたい。

A-3 授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。

■本市小・中学校の比較



■本市と全国の比較



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和5年度から令和6年度の変化	
小学校	-1
中学校	-1
◎令和6年度の小学校と中学校の比較	
小学校 < 中学校	

【市・国の比較】

◎令和5年度の習志野市と全国平均の比較	
94 習志野市 > 全国平均 93	

【考察】

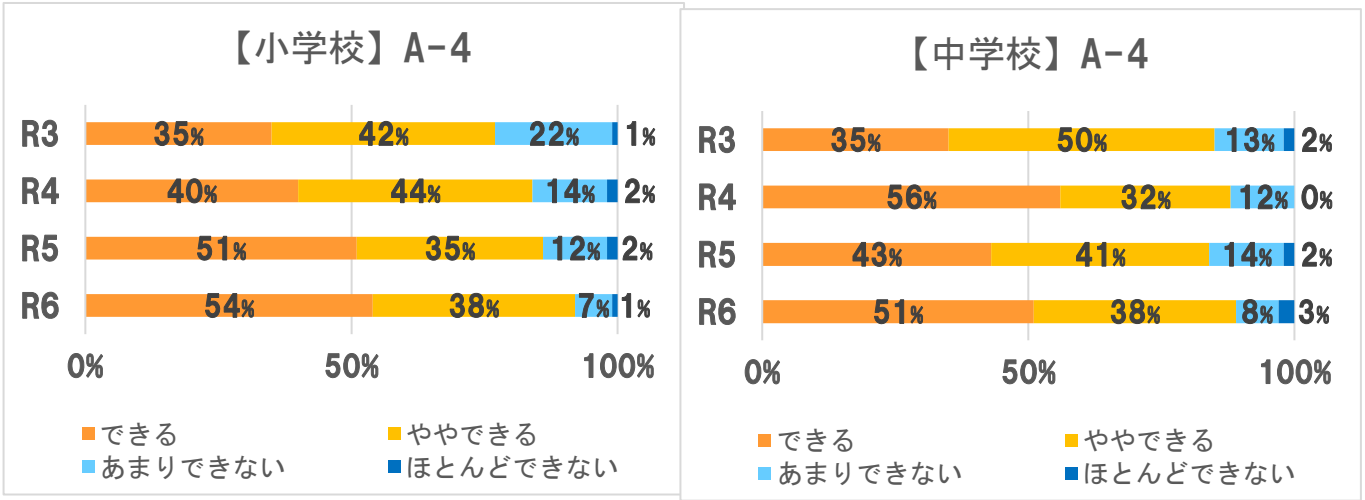
ワープロソフト等基本ソフトの活用については、日常の校務に必須事項として、概ね活用できている。また、校務フォルダやMicrosoft Teamsなどを活用し、ファイルやデータの共有・分析することで効率よく授業の準備や校務への活用を行うことができている。

授業内におけるMicrosoft Teamsの活用が本格化し、教員から児童生徒に個別にデータで課題を提示・回収することもできるようになった。しかし、児童生徒と教員の端末アプリケーションの仕様の違いから活用を敬遠する場合もあることから、日常的な活用のための工夫・改善を促したい。

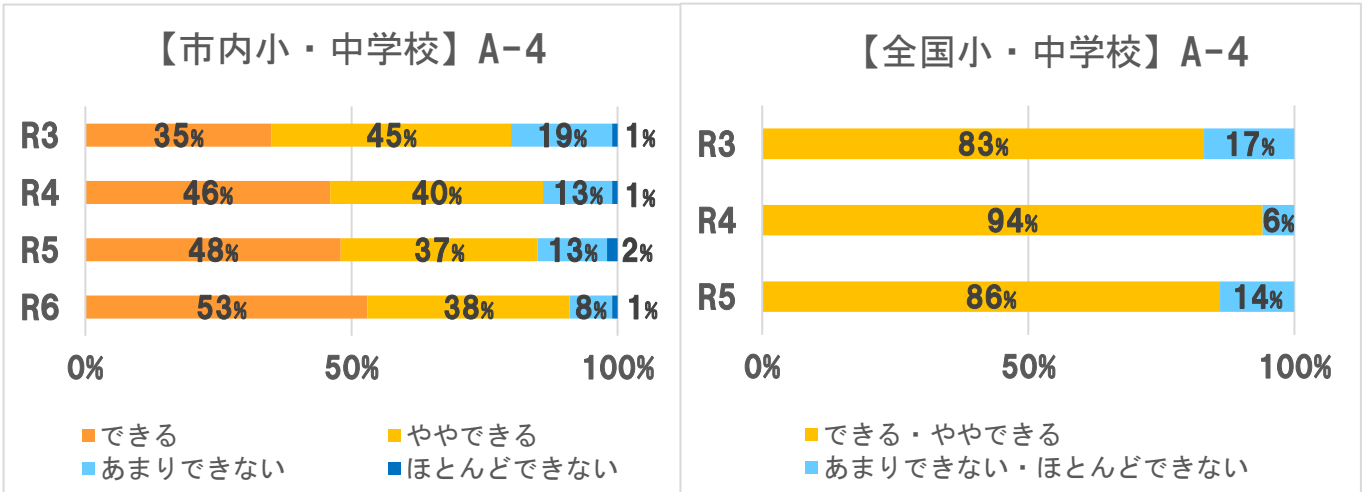


**A-4 学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し、評価に活用する。**

**■本市小・中学校の比較**



**■本市と全国の比較**



**■できる・ややできるのポイントについて**

**【小中の比較】**

◎令和5年度から令和6年度の変化	
小学校	+6
中学校	+5
◎令和6年度の小学校と中学校の比較	
小学校 > 中学校	

**【市・国の比較】**

◎令和5年度の習志野市と全国平均の比較	
85 習志野市 < 全国平均 86	

**【考察】**

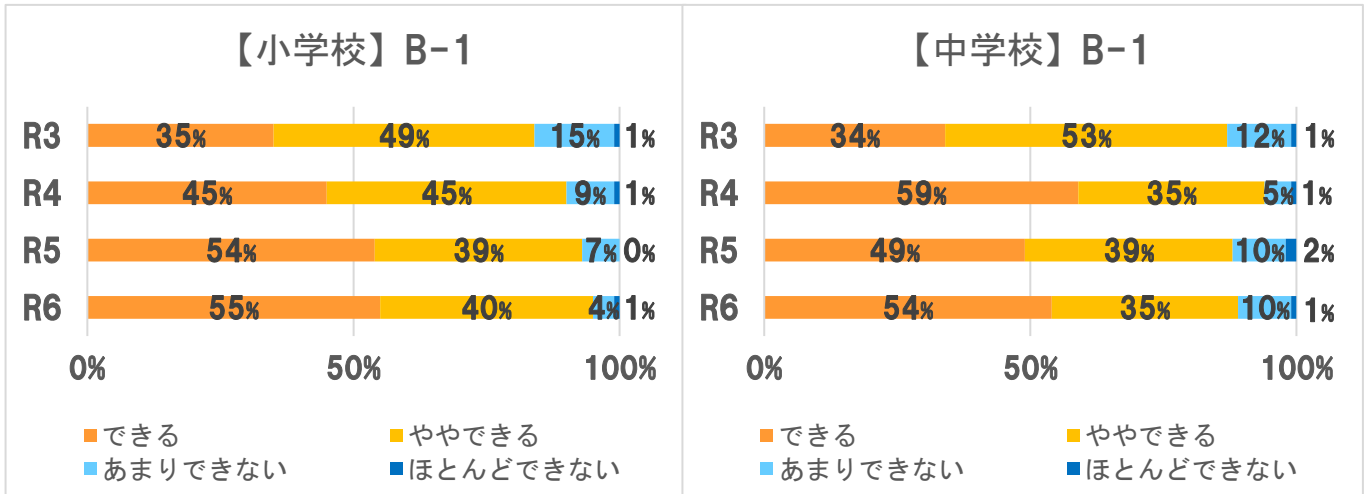
小・中学校において、Office365を使った学習の成果物や作品の共有、文書データの提出機会が増え、大量のデータを集約することにより、効率よく評価を行うことができるようになってきている。しかし、小学校低学年においては、データを添付し提出する形式に合わせるといった技能が必要になるため、児童の技能を高めるとともに、学齢に合った記録・評価方法も周知していきたい。

また、小学校から中学校に進学するに向けての、円滑な接続を図ることができるよう必要な指導事項を市内で共有するなどの連携も図りたい。

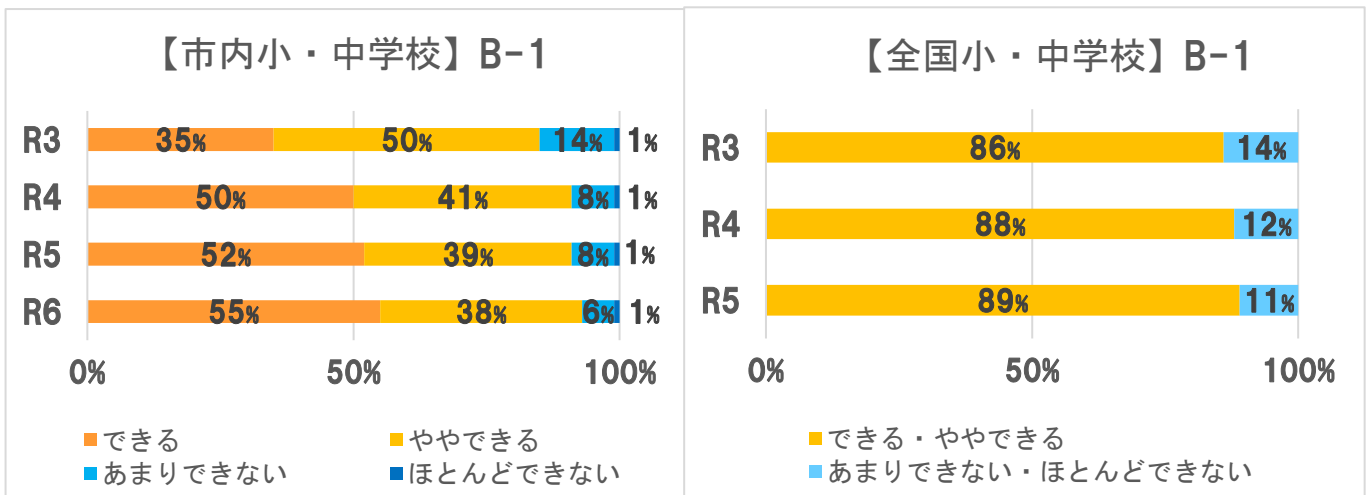
## B 授業にICTを活用して指導する能力

B-1 児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。

### ■本市小・中学校の比較



### ■本市と全国の比較



### ■できる・ややできるのポイントについて

#### 【小中の比較】

◎令和5年度から令和6年度の変化	
小学校	+2
中学校	+1
◎令和6年度の小学校と中学校の比較	
小学校	> 中学校

#### 【市・国の比較】

◎令和5年度の習志野市と全国平均の比較	
91 習志野市	> 全国平均 89

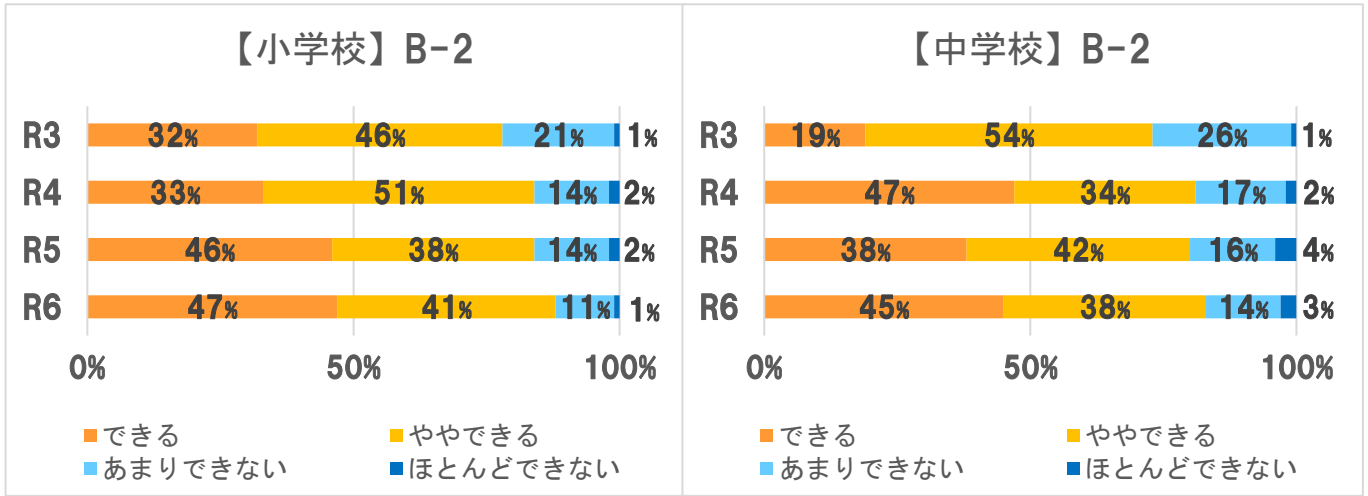
### 【考察】

授業ではデジタル教科書の動画コンテンツや視聴覚資料など、内容を直観的に捉えやすい教材を用いることで、特に学習の導入場面において、児童生徒の興味関心を高め、学習理解の促進にもつながっている。

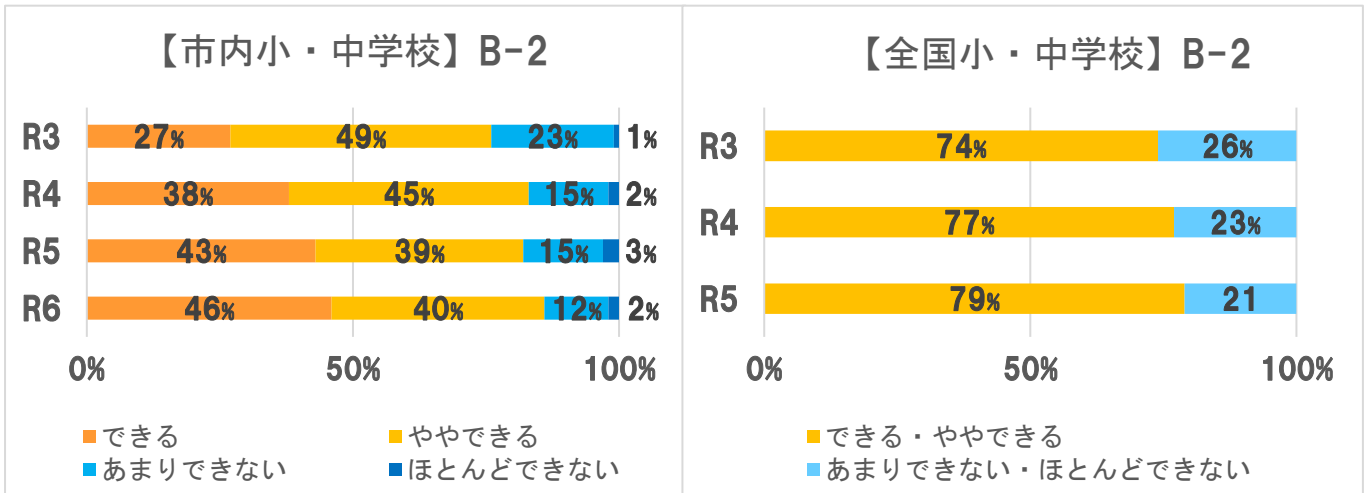
一方で本能力でも、一定数苦手意識を持っている教員がいることも窺える。授業においてどのような資料・教材が効果的であるか共有したり、教材作成についての研修を進めることでさらなる自信の向上へとつなげていきたい。同時に共有できる教材の活用も促したい。

B-2 児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり、比較検討させたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。

■本市小・中学校の比較



■本市と全国の比較



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和5年度から令和6年度の変化	
小学校	+4
中学校	+3
◎令和6年度の小学校と中学校の比較	
小学校 > 中学校	

【市・国の比較】

◎令和5年度の習志野市と全国平均の比較	
82 習志野市 > 全国平均 79	

【考察】

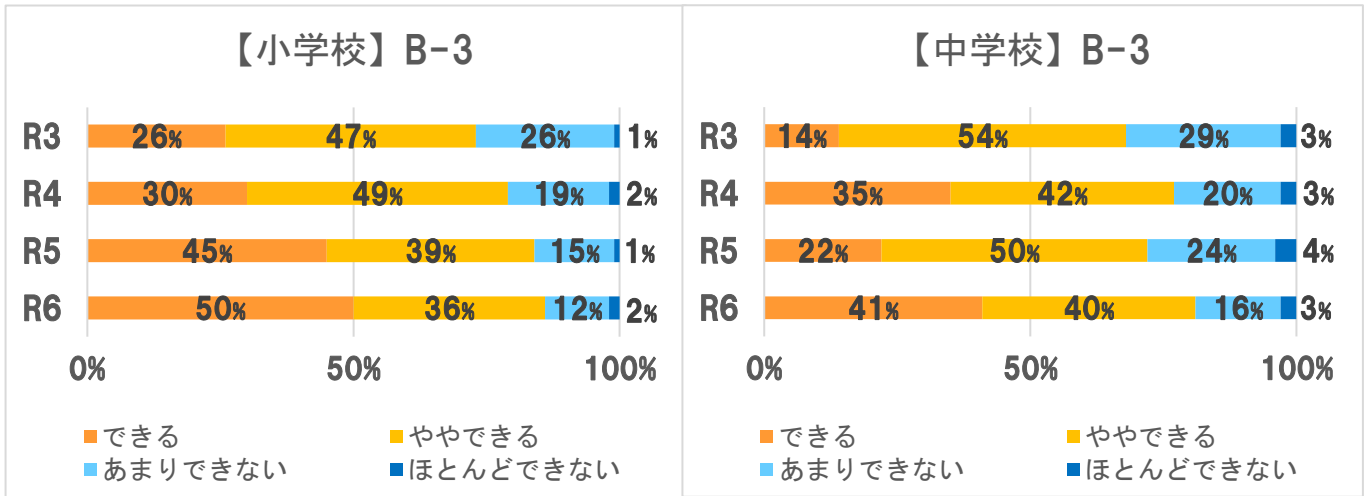
大型提示装置と、一人一台のタブレット端末を併用し、話し合い活動の活発化や思考を深める場面設定が広がっている。一方で、従来の講義型の一斉授業から対話を通じての学びを進めることに対する手立てに苦手さを感じている教員がいることが推察できる。

本能力は、比較検討により深い学びを追求する重要な能力であることから、共同編集機能や個別のノートの画面共有機能等を活用し、児童生徒と教員の双方向のやり取りや児童同士の意見交換を活発に行うことのできるような授業改善をさらに進めていきたい。

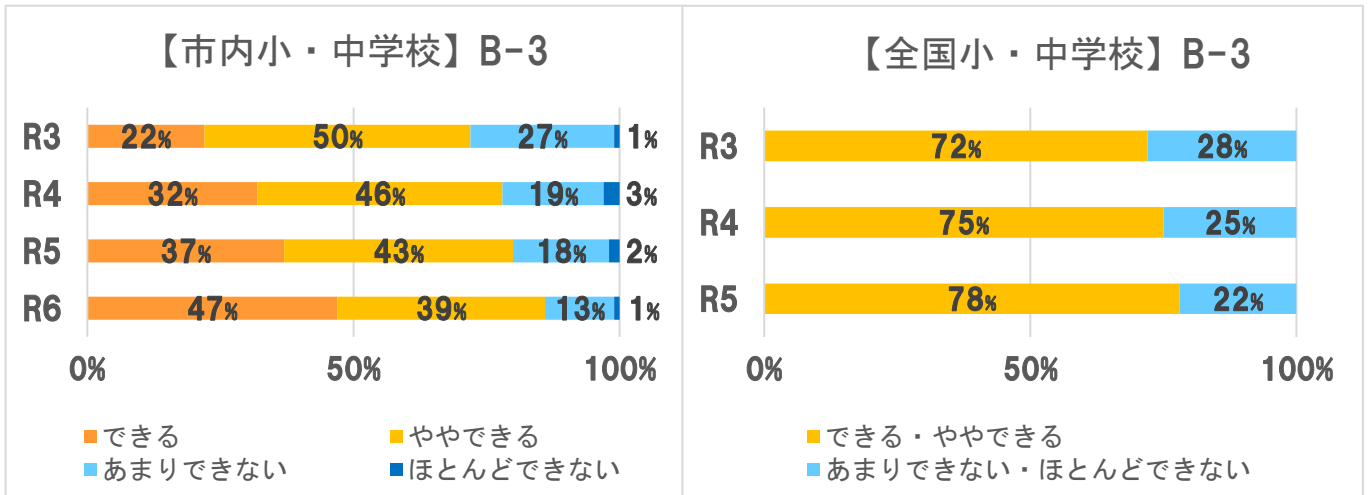
また、その際、児童生徒が授業で使用する多様なアプリに対応できるように活用能力を高めていくことで、活用の幅を広げたい。

**B-3 知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。**

■本市小・中学校の比較



■本市と全国の比較



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和5年度から令和6年度の変化

小学校 +2

中学校 +9

◎令和6年度の小学校と中学校の比較

小学校 > 中学校

【市・国の比較】

◎令和5年度の習志野市と全国平均の比較

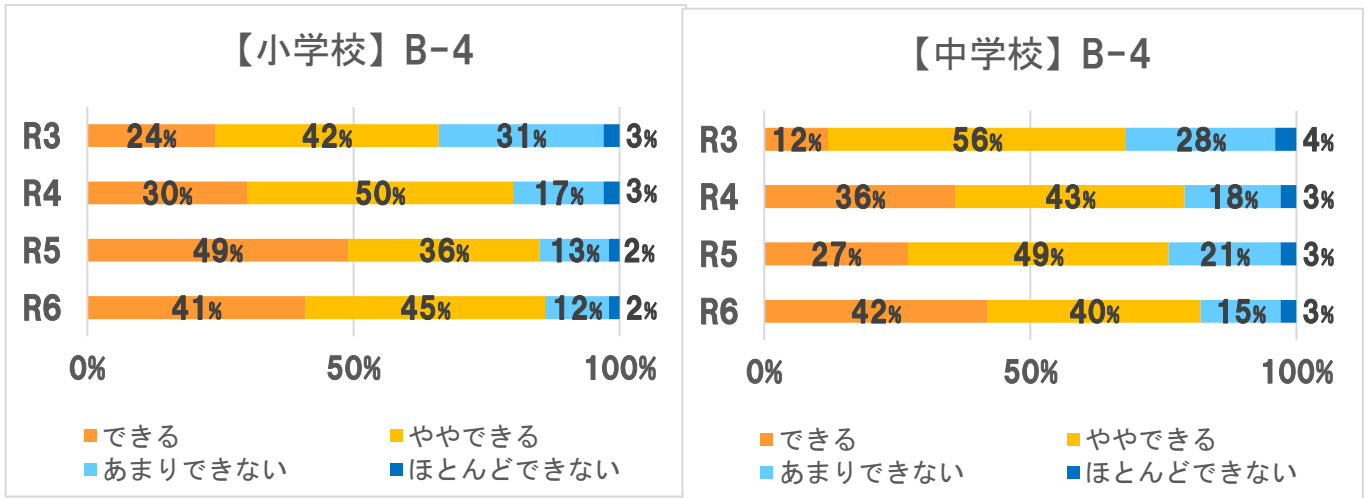
80 習志野市 > 全国平均 78

【考察】

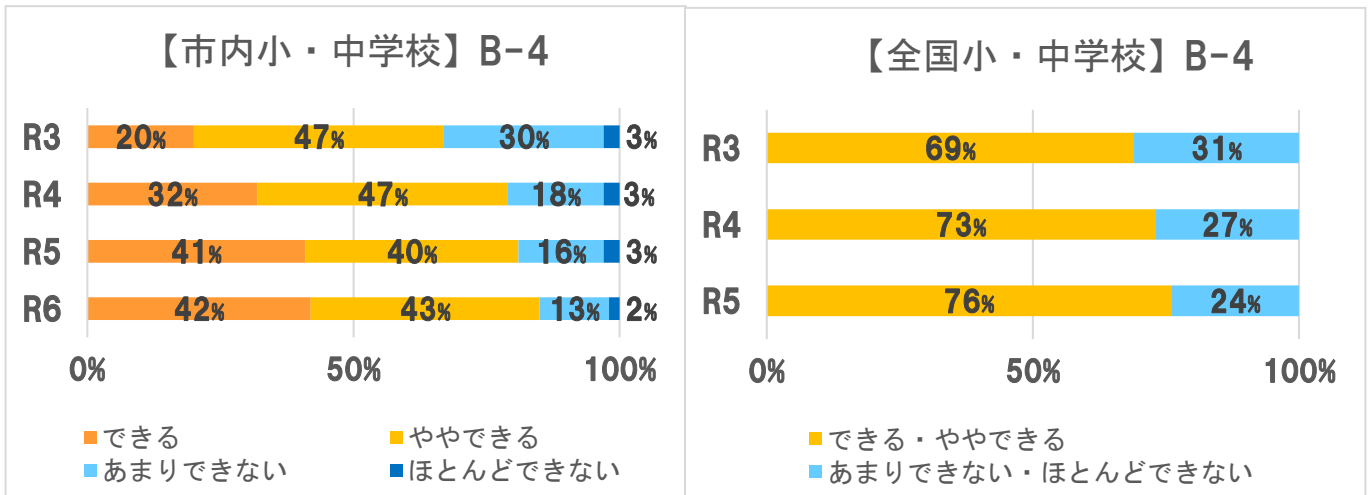
漢字・計算練習を中心としたAI型デジタルドリルの活用、ファイル共有機能であるTeamsを使った個別の課題配付を活用した環境が整備され、特に中学校において数値の上昇が見られる。課題の資料準備の簡略化、児童生徒への個別対応が簡易にできること、家庭でも課題に取り組めるなどのメリットが周知され、成果が上がり始めているものと考えられる。一方、授業時間の中での活用には制限があるため、教科の差、学校差も生じている。実践例の周知を図り、家庭学習など実施の機会を増やすよう図っていきたい。

B-4 グループで話し合って考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。

■本市小・中学校の比較



■本市と全国の比較



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和5年度から令和6年度の変化	
小学校	+1
中学校	+6
◎令和6年度の小学校と中学校の比較	
小学校 > 中学校	

【市・国の比較】

◎令和6年度の習志野市と全国平均の比較	
81 習志野市 > 全国平均 76	

【考察】

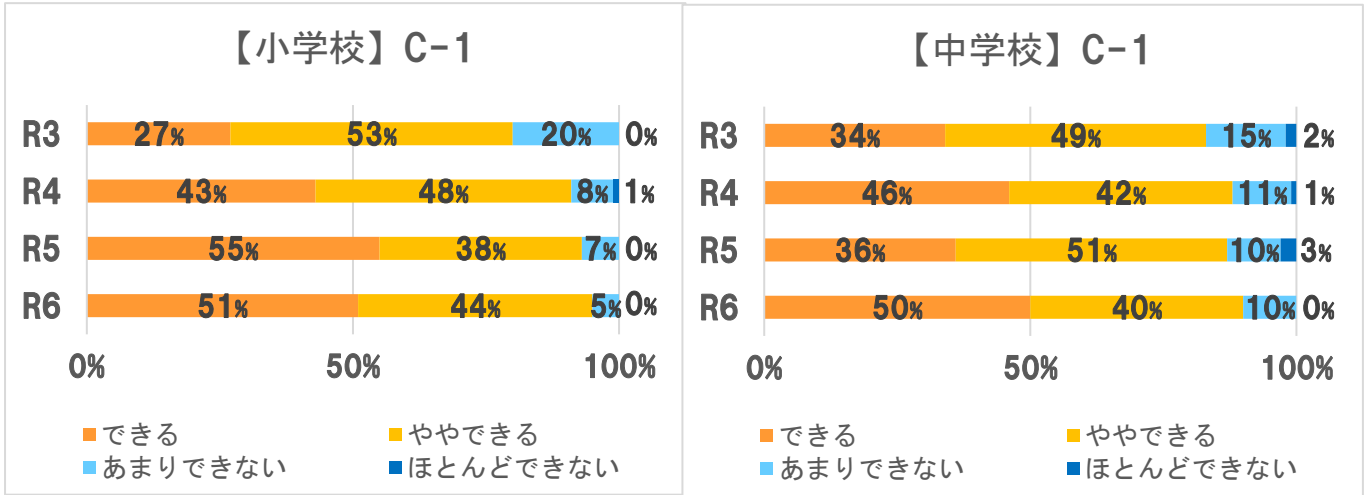
ファイル共有機能である Teams や L-Gate の活用が進み、様々な教科でグループごとに同じアプリを共有したり、表計算ソフトやプレゼンテーション用ソフトのデータを共同編集することができるようになってきている。一方、中学校では協働学習が伸びておらず一斉指導による授業が多いことから、協働的な学びを図るようさらに授業改善を促していきたい。

また、ICT を活用したグループ学習について、全体共有・比較場面の設定や評価方法の工夫、改善方法の周知も図ってきたい。

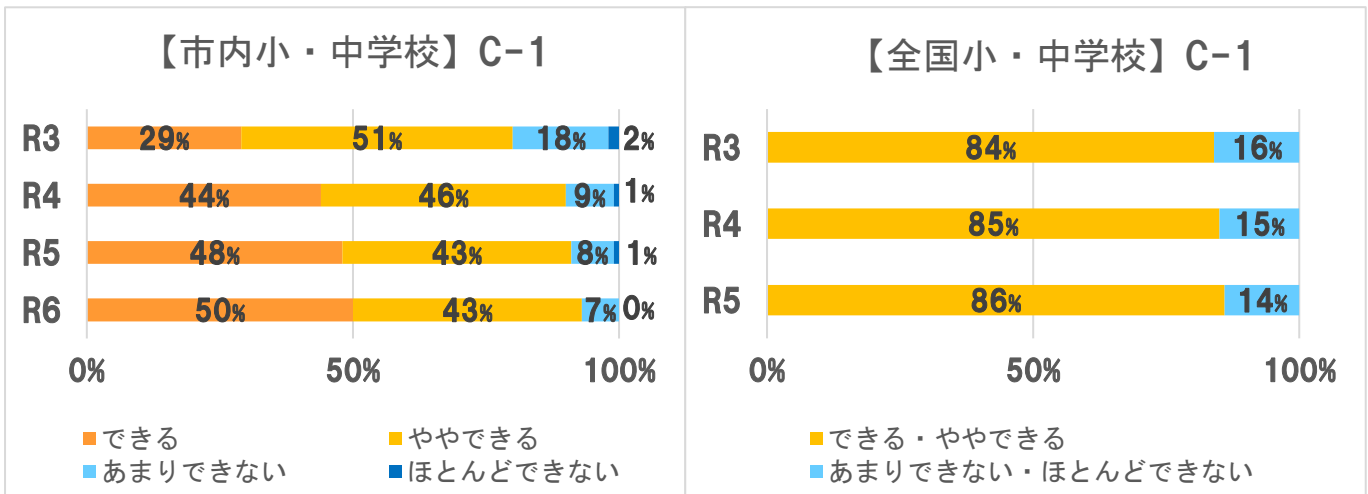
## C 児童生徒のICT活用を指導する能力

C-1 学習活動に必要な、コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。

### ■本市小・中学校の比較



### ■本市と全国の比較



### ■できる・ややできるのポイントについて

#### 【小中の比較】

◎令和5年度から令和6年度の変化

小学校 +2

中学校 +3

◎令和6年度の小学校と中学校の比較

小学校 > 中学校

#### 【市・国の比較】

◎令和5年度の習志野市と全国平均の比較

91 習志野市 > 全国平均 86

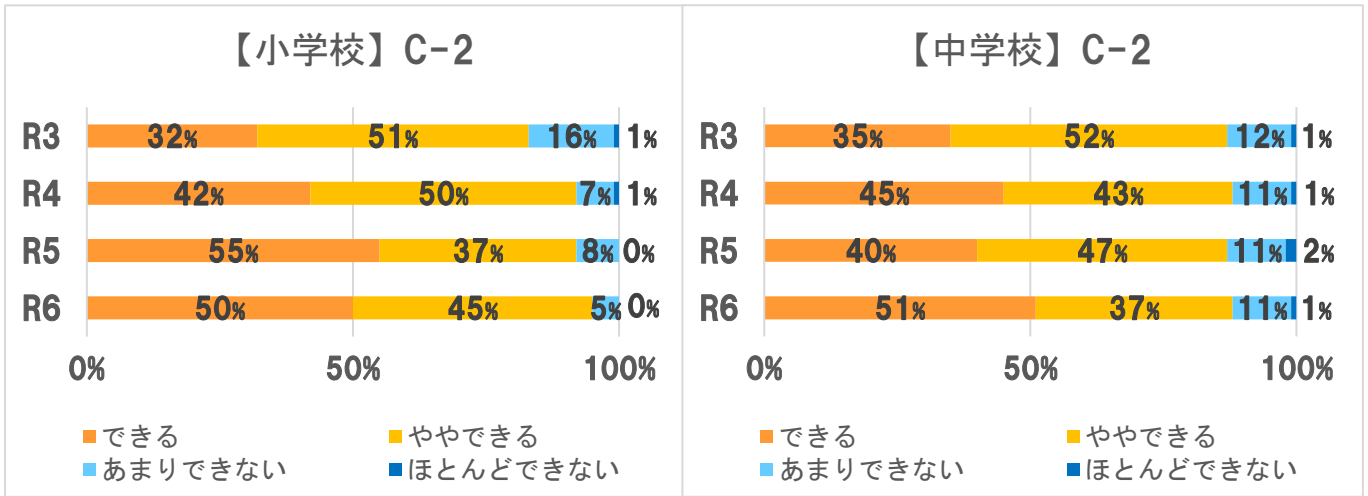
### 【考察】

本市では、児童生徒の発達段階を加味した「学年別ICTスキル基準表」を示し、ICT機器操作に係る指導事項を明らかにしている。各学校ではその基準に則り、小学校低学年時から基本操作の指導が進められている。このため、指導の均一化が図られており、端末の活用に計画的な小学校では、特にポイントが上がっている。

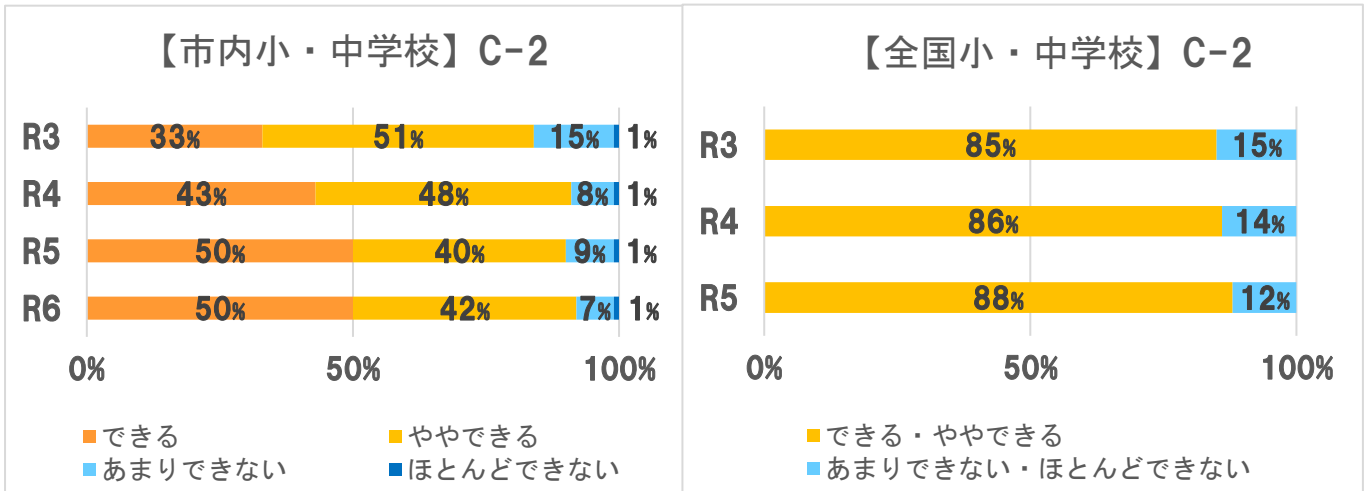
各個人の自己評価もかなり高い水準で安定をしてきたが、引き続きICT活用の習慣化を進め基本的な操作技能の習得を図っていきたい。

**C-2 児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。**

**■本市小・中学校の比較**



**■本市と全国の比較**



**■できる・ややできるのポイントについて**

**【小中の比較】**

◎令和5年度から令和6年度の変化	
小学校	+3
中学校	+1
◎令和6年度の小学校と中学校の比較	
小学校 > 中学校	

**【市・国の比較】**

◎令和5年度の習志野市と全国平均の比較	
90 習志野市 > 全国平均 88	

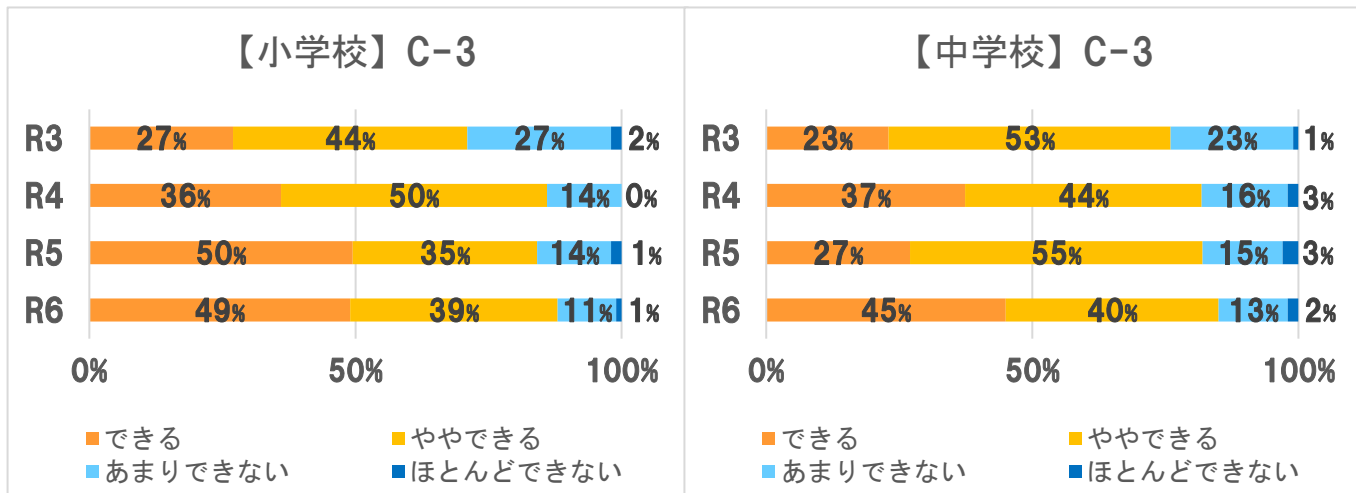
**【考察】**

学習課題に対して児童生徒がインターネットを使って主体的に調べたり、選択したりするなどの授業内容が習慣化されつつある。特に社会科や総合的な学習でその活用は顕著である。また、端末に生成AI機能が実装され、児童・生徒が主体的に疑問に思ったことを調べ、学習を深めていくこともできるようになったことで活動がより盛んに行われるようになったと考えられる。

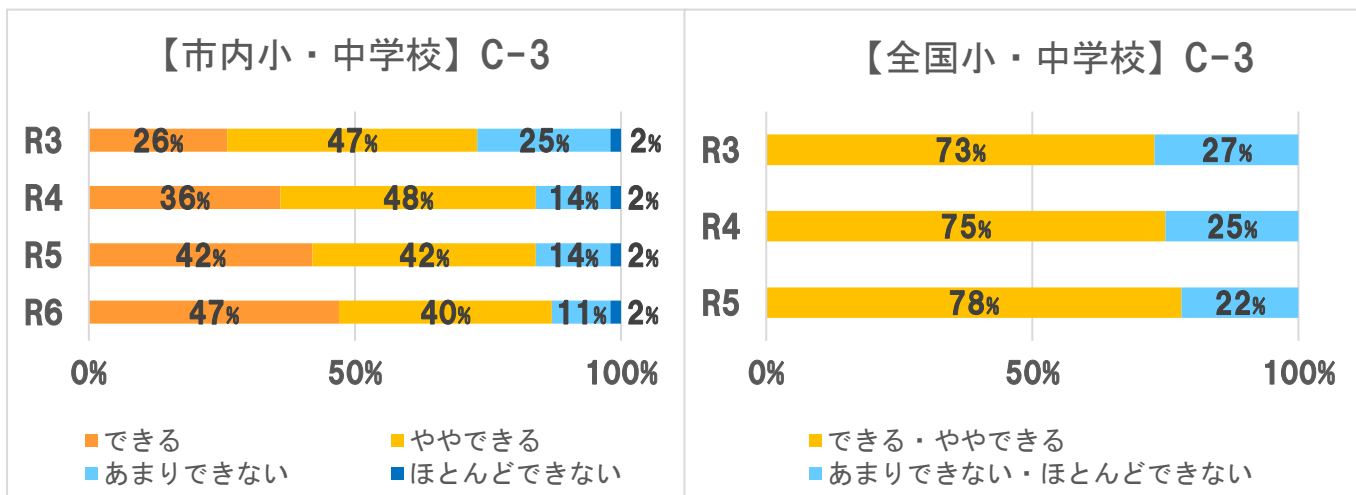
しかし、大量の情報を得ることができるようになった反面、情報を正しく取捨選択することができるよう情報モラル・情報リテラシーに対する指導力も高めていく必要がある。

C-3 児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して、調べたことや自分の考えを整理したり、文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。

■本市小・中学校の比較



■本市と全国の比較



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和5年度から令和6年度の変化

小学校 +3

中学校 +3

◎令和6年度の小学校と中学校の比較

小学校 > 中学校

【市・国の比較】

◎令和5年度の習志野市と全国平均の比較

84 習志野市 > 全国平均 78

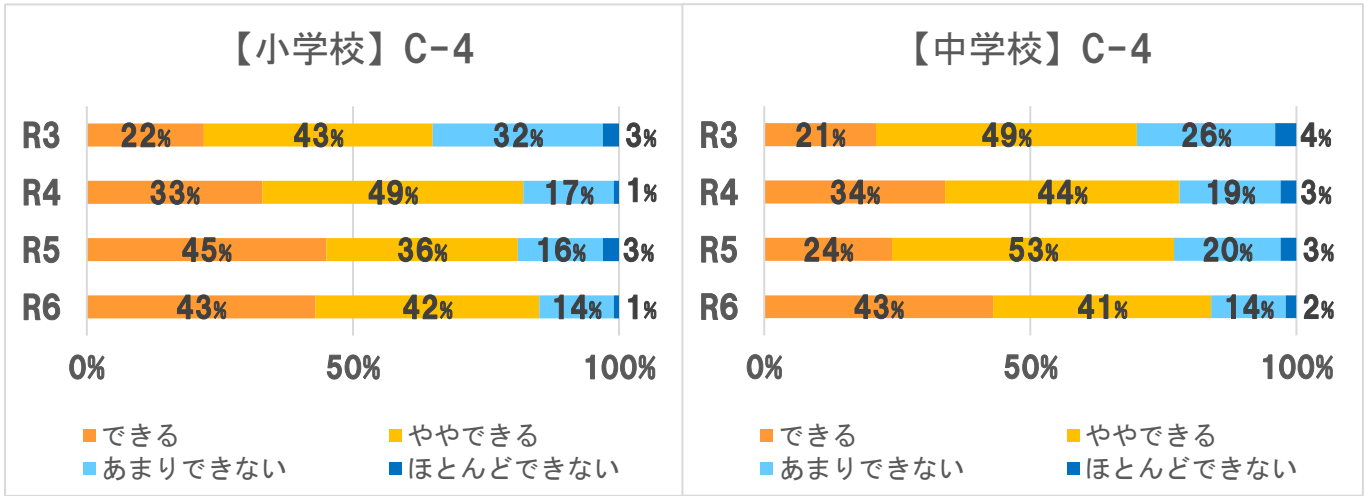
【考察】

教科の特質、授業のねらいに応じて、Teams 内に用意してあるアプリケーションの活用が増え、文章作成、表計算への活用に加えて、小学校では低学年時からでも簡易的なプレゼンテーションを行う機会が増えている。小中学校ともに、タブレット端末で調査、資料収集が進み、それをアプリケーションでまとめる授業が増加していることから、活用の数値は上昇傾向が見られた。教科の学びを確かなものにするために指導方法の改善も進んでいるが、今後も。「わかる」「できる」ことが実現するための工夫を促していきたい。

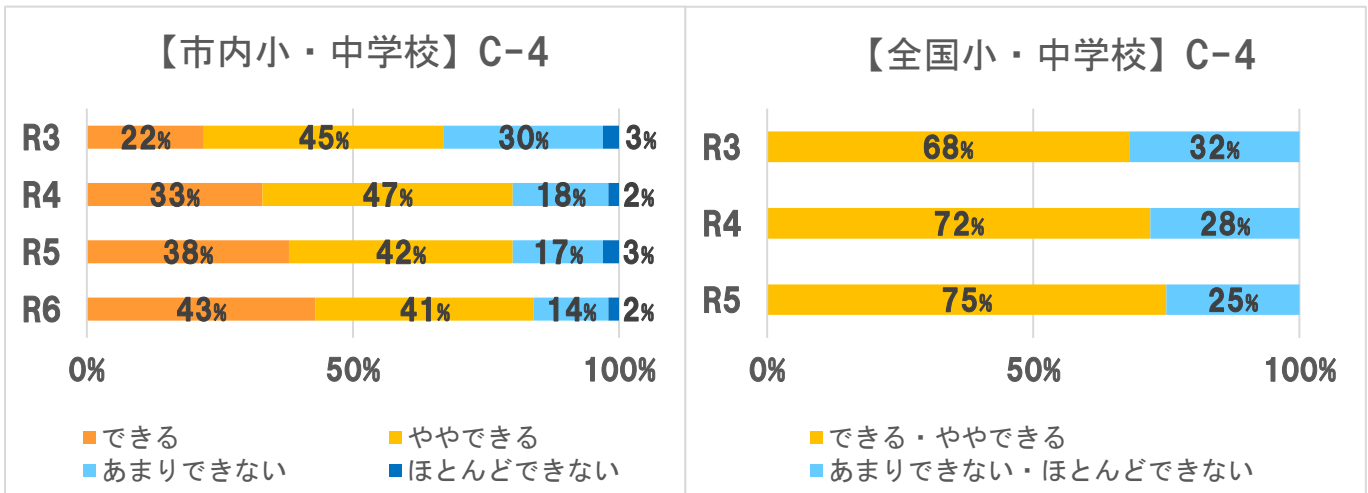


**C-4 児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。**

**■本市小・中学校の比較**



**■本市と全国の比較**



**■できる・ややできるのポイントについて**

**【小中の比較】**

◎令和5年度から令和6年度の変化	
小学校	+4
中学校	+7
◎令和6年度の小学校と中学校の比較	
	小学校 > 中学校

**【市・国の比較】**

◎令和5年度の習志野市と全国平均の比較	
	80 習志野市 > 全国平均 75

**【考察】**

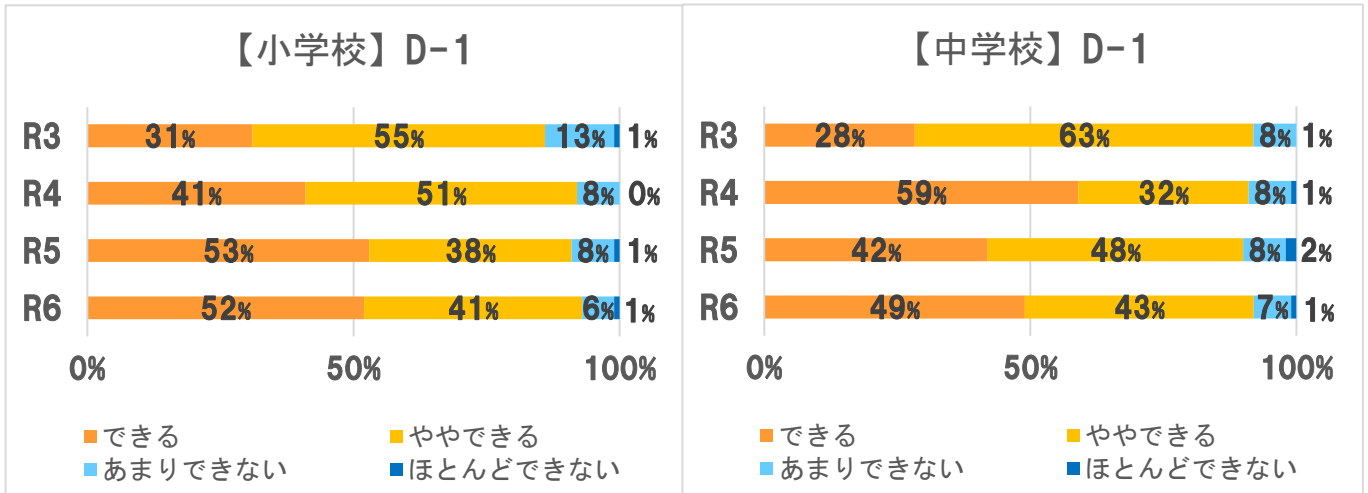
一部の児童生徒の発表による授業から、チャットやプレゼン資料により、学級全員の考えを共有するなど、授業で話し合い活動や、意見の共有に、タブレットのアプリを活用する場面が増えてきている。また、教員の工夫により互いの考えの比較にも活用することが広がっている。

活用できるアプリケーションが増えたことにより、どのアプリをどのような場面で使うのがより効果的であるのか、今までの実践をもとに市内での共有を図り、小中学校での活用に繋げていきたい。

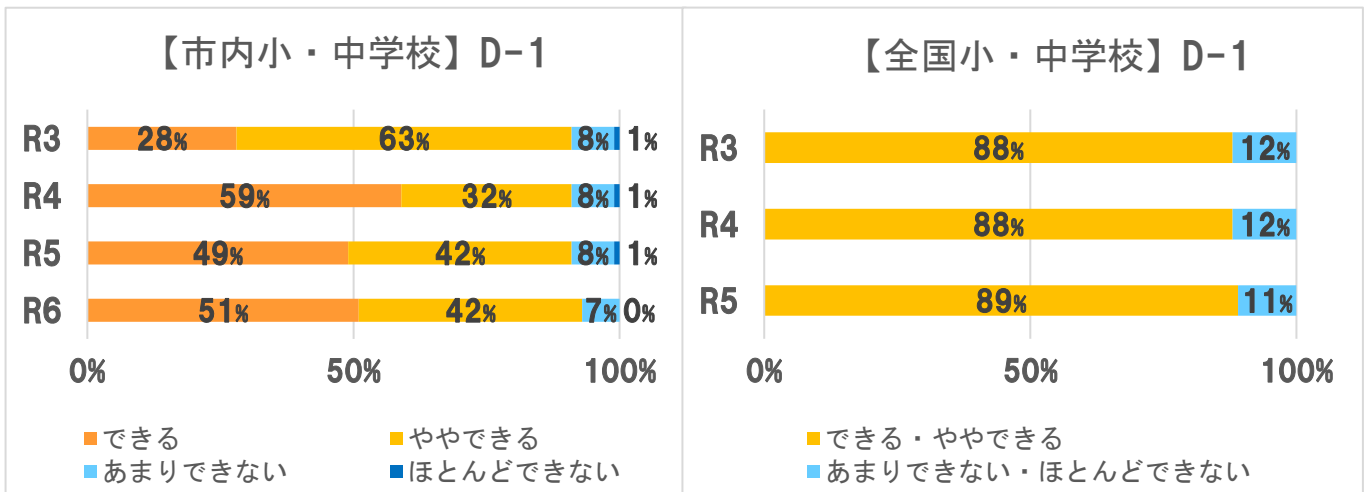
## D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

D-1 児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち、相手のことを考え、自他の権利を尊重して、ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。

### ■本市小・中学校の比較



### ■本市と全国の比較



### ■できる・ややできるのポイントについて

#### 【小中の比較】

◎令和5年度から令和6年度の変化

小学校	+2
中学校	+2

◎令和6年度の小学校と中学校の比較

小学校 > 中学校

#### 【市・国の比較】

◎令和5年度の習志野市と全国平均の比較

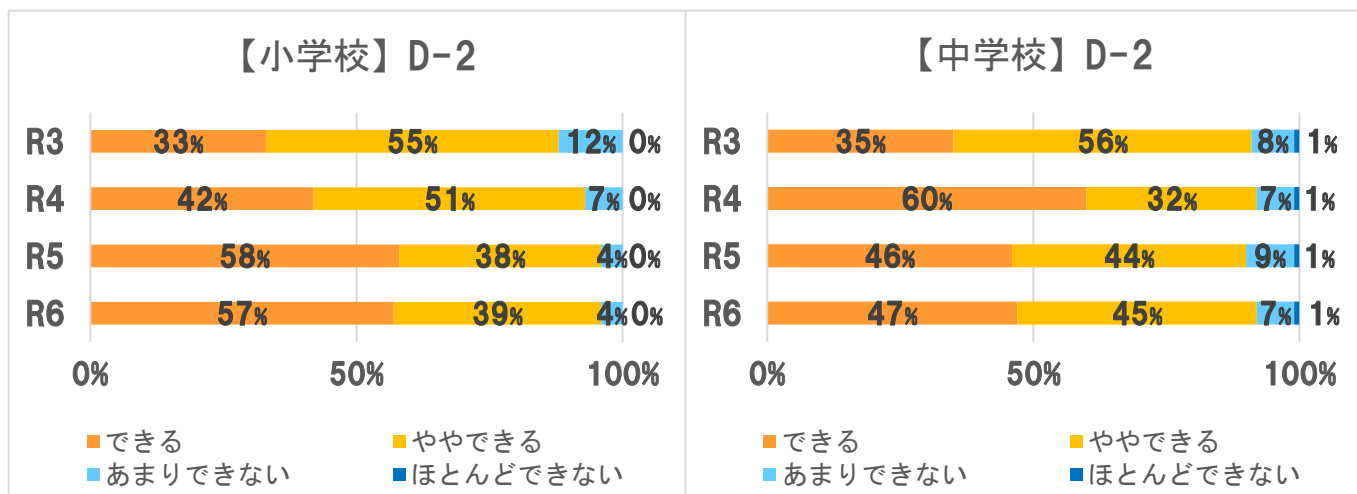
91 習志野市 > 全国平均 89

### 【考察】

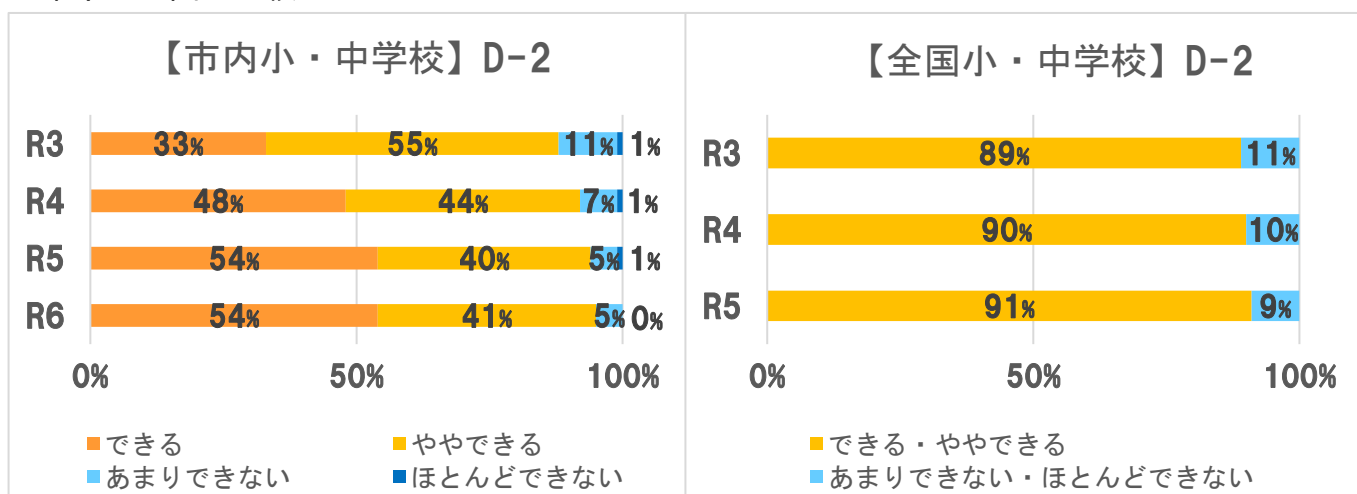
情報活用の基盤である情報モラルについては、各校の情報教育に位置付けられており、多くの学校が全校集会や総合的な学習の時間を活用して、セキュリティの必要性を児童・生徒に伝えている。有害サイトへのアクセスおよび閲覧や、ダウンロードを行わない指導は、日常の授業でも頻繁に行われているため、他項目よりもポイントが高い傾向にある。児童生徒の意見を双方向・多方向に発信できるツールが増えている中で、児童生徒が適切に情報の取り扱いをすることのできるよう今後も指導を重ねたい。

D-2 児童生徒がインターネットなどを利用する際に、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪などの危険を適切に回避したり、健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。

■本市小・中学校の比較



■本市と全国の比較



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和5年度から令和6年度の変化	
小学校	±0
中学校	+2
◎令和6年度の小学校と中学校の比較	
小学校 > 中学校	

【市・国の比較】

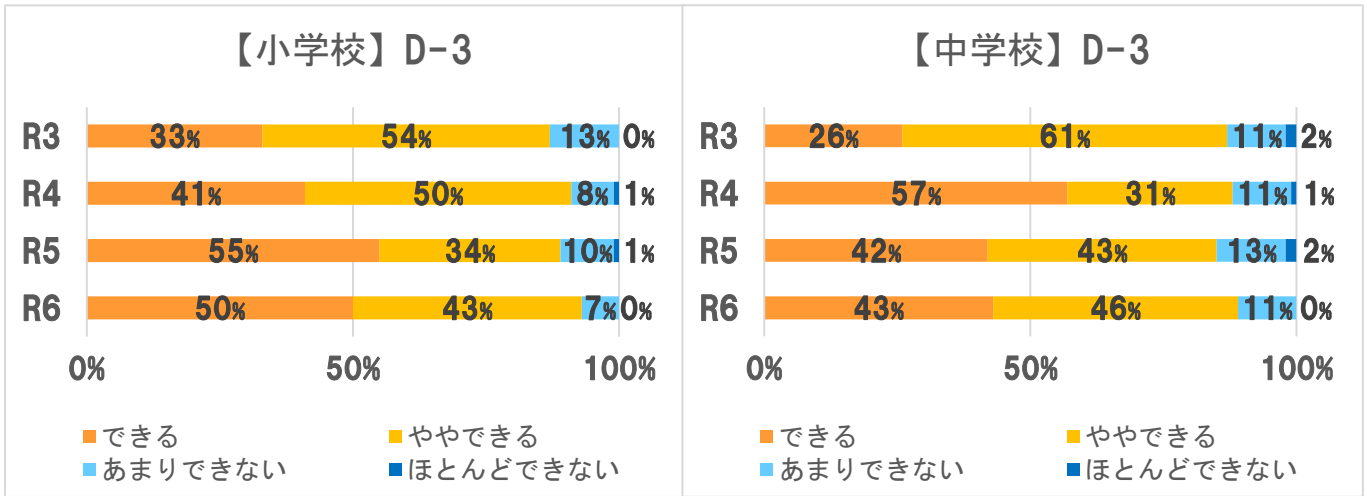
◎令和5年度の習志野市と全国平均の比較	
94 習志野市 > 全国平均 91	

【考察】

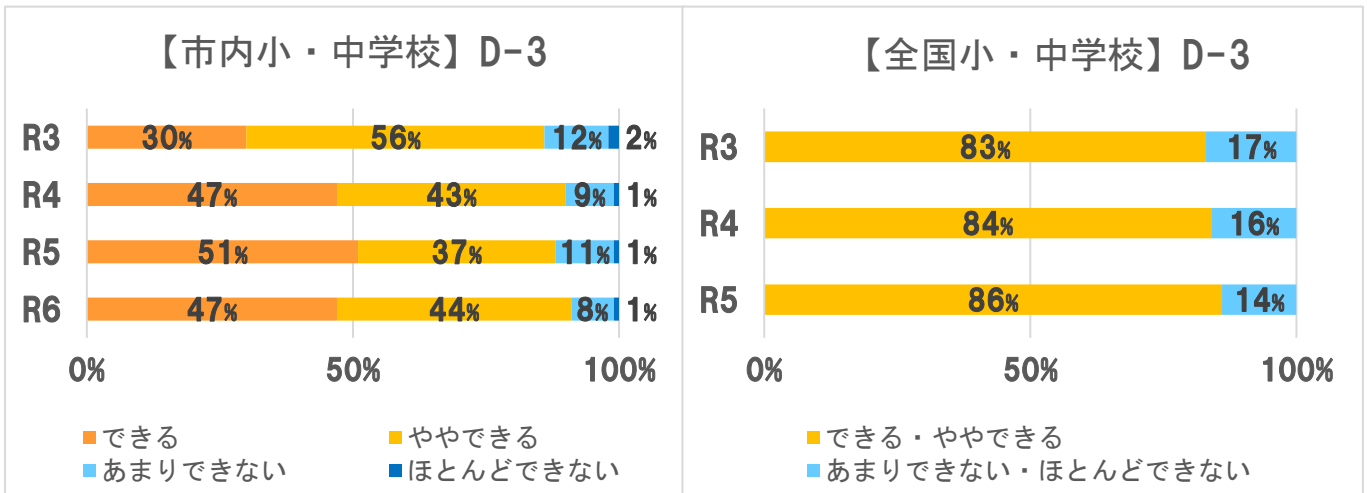
タブレット端末の導入で保護者が一番懸念している項目が、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪による危険である。健康面も含めて安全にICTを活用することを最重要項目としてこれまで指導してきた経過がある。こうした指導において、令和6年度において、小・中学校ともに数値が90%を超えていることから、自信をもって指導をすることができていると考えられる。市内の学校、教育委員会の各部署と連携した啓発の活動を今後も続け安全なICT活用を進めていきたい。

D-3 児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなど、コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。

■本市小・中学校の比較



■本市と全国の比較



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和5年度から令和6年度の変化	
小学校	+4
中学校	+4
◎令和6年度の小学校と中学校の比較	
	小学校 > 中学校

【市・国の比較】

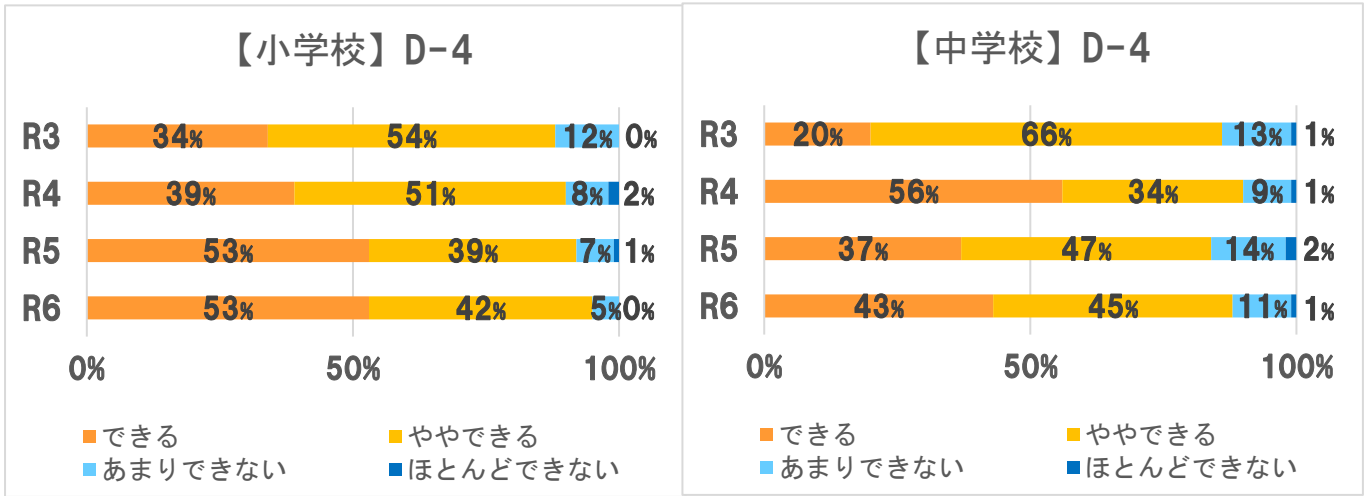
◎令和5年度の習志野市と全国平均の比較	
	88 習志野市 > 全国平均 86

【考察】

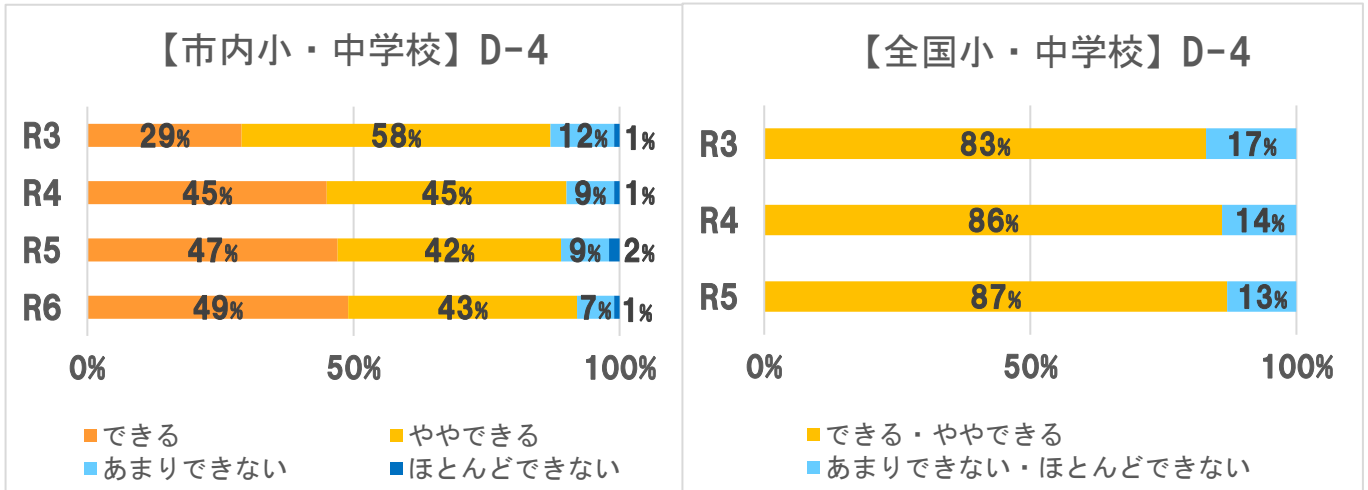
児童生徒一人ひとりがアカウント情報とパスワードを管理できるよう、新入生に端末を配付する際は、セキュリティやネット犯罪、情報モラルと併せて丁寧な指導が行われている。小学校低学年では自分でパスワード等を入力することが困難なことから、教職員が個別に支援しセキュリティ環境を確保できている。一方で、タブレット端末の入力口の指導に不安をかかえる教師が10%程度いることが課題である。校内のICTマイスターを中心に、管理・保守についての技能を高める研修を進めていく必要がある。

D-4 児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。

■本市小・中学校の比較



■本市と全国の比較



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和5年度から令和6年度の変化	
小学校	+3
中学校	+4
◎令和6年度の小学校と中学校の比較	
小学校 > 中学校	

【市・国の比較】

◎令和5年度の習志野市と全国平均の比較	
89 習志野市 > 全国平均 87	

【考察】

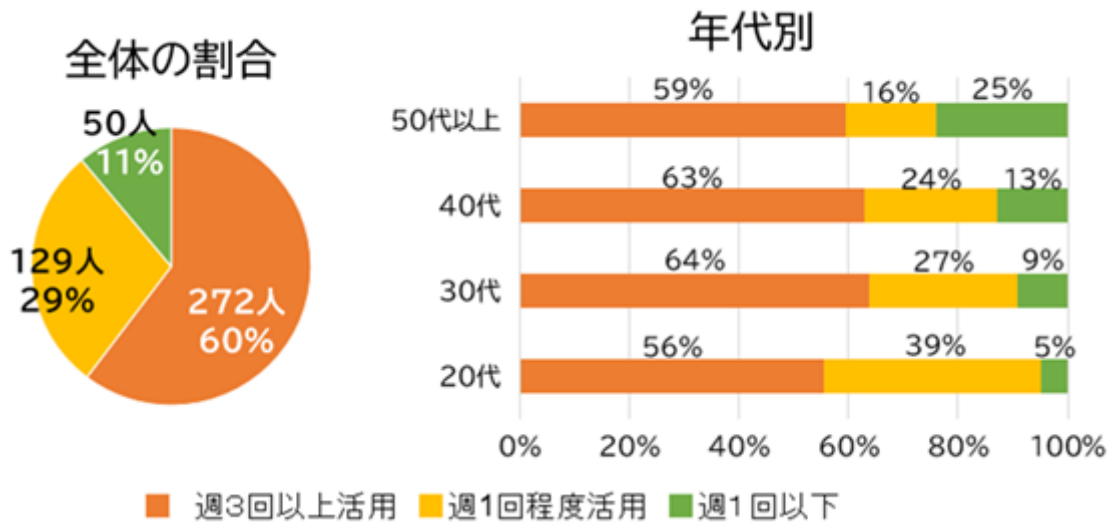
タブレット端末導入から4年間でインターネット環境を活用した学習に十分に慣れるよう指導できているようだ。本市では、プログラミング学習にも小学校低学年から段階的に取り組んでいるため、コンピュータの仕組みを理解し、意図的に活用できている結果が数値となっている。今後もアプリケーションが更新される度に便利な機能も増えていくため、現在の高いポイントを維持できるよう、ICT支援員・ICT学習指導員・ICTマイスターを通じて、より有効な活用方法を広め続けていく必要がある。また、校内での活用と同時に、家庭学習での活用まで広げ、さらなる学習意欲の向上へとつなげたい。

## 5. 児童生徒用タブレット端末の活用の現状について

タブレット端末をより活用している教職員の年代（教育DXアンケート結果）

【設問】 1人1台端末を週3回以上活用していますか。（授業・短学活・朝自習・課題など）

【選択肢】 週3回以上活用・週1回程度活用・週1回以下



このアンケートは、先生方を対象に児童生徒がタブレット端末を学校や家庭での学習に活用している頻度を調査したものである。

左側の「全体の割合」のグラフでは、

- ・オレンジ色が「週3回以上活用している」回答となり、60%
- ・黄色の「週に1回程度活用」が29%、
- ・緑色の「週に1回以下の活用」が11%と、目標とする週3回以上の活用が図れていない現状がある。

右側の「年代別活用状況」のグラフでは、

- ・「週3回以上の活用」については、30代と40代の先生方の活用状況が60%以上と、高いことがわかる。
- ・「週1回程度以上の活用」状況と比較すると20代で95%、50代以上が75%と大きな違いがある。
- ・「週に1回以下の活用」は年代が上がるごとに顕著であり、50代以上では24%の先生方が該当することから、児童生徒が主体となる授業形態にベテラン層ほど授業改革が進んでいないことがわかる。

今年度も指導主事やICT学習指導員が、合同訪問や公開研究会、学校訪問などでICT機器の活用について授業を参観したが、他にも、教科での活用の差、学校や先生方の意識の差による活用状況の違いが見られる現状があった。

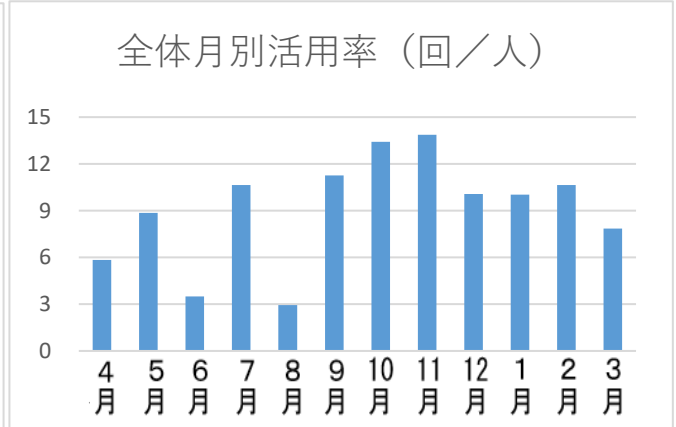
以上のことから、すべての教科での授業における効果的な活用法、すべての年齢層が活用できる工夫など、児童生徒が学齢に合った情報活用能力が身につくよう、教育委員会全体で取り組むとともに、各学校でも教科主任やミドルリーダーとなる世代の先生方を中心に活用の幅を広げていくように働きかけ、教育委員会と学校が一体となった働きかけを進め課題解決を図っていききたい。

## 6. AI 型デジタルドリルおよび学習 e ポータルの実際の活用率

### ■本市の ICT 活用状況



令和6年度 AI 型デジタルドリルの活用率



令和6年度学習 e ポータルの活用率

### 【考察】

AI 型デジタルドリルの活用は1学期から日常的に活用されている傾向にある。7月8月12月の活用率から、普段の運用だけでなく、長期休暇の課題としても活用できていることが窺える。このグラフからはD-4の「できる・ややできる」のポイント上昇との相関関係が考えられ、児童・生徒がAI 型デジタルドリルの特性やメリットを把握し自主的に学習に取り組むことができているといえる。AI 型デジタルドリルに手書き入力など計算や漢字のドリル学習機能が更新されたことも、活用が進んだ要因であると推察できる。

一方、学習 e ポータルについては、前年度よりも利用率が飛躍的に伸び、各学校での運用の流れができたと考えられる。使用するアプリを選択できる自由度が高いため、各教師の授業スタイルに応じた運用が広がるまでに時間がかかったものの、B-1とB-2の「できる」のポイントが上昇していることとの相関関係が考えられ、今後さらに活用が進むと予想される。また、この2点以外にも、一人一台端末が導入された令和3年度から、Office365やブラウザの検索機能を活用する例が多く見られてきた。さらにMicrosoftのアップデートに伴い、AI機能が搭載された音読や英作文の課題作成などが可能になり、教材研究のあり方も、文房具のように一人一台端末を扱う事例が今後増えていくものと考えられる。

AI 型デジタルドリルや学習 e ポータルの活用については、小学校での活用が中学校を上回っており、A~Dの設問において、小学校のほうが活用が進んでいる傾向ともなっている。授業で効果的にICTを活用できるよう、中学校では教科部会で情報を共有したり、教科での活用を実践するなど、生徒が主体的に学習する授業改善が進むことで、活用率は向上すると考えられる。

## 7. 今後の取組

- ・これまでの教員のICT活用における指導能力を基盤に、引き続き様々な場面でICTを効果的に活用した指導を行っていくことができるよう、より具体的な活用の場面で市内で共有していく必要があると考えられる。指導主事やICT学習指導員が中心となって継続的な指導を図っていく。
- ・項目Cの指導に関する能力をはじめ、教育のICT活用に不安を感じている教員は一定数おり、それらが学年・学校間での指導における差が残っていると考えられる。校内でもICTマイスター等を活用した校内での研修を充実させることができるよう支援していく。

## 報告事項(5)

臨時代理の報告について

【工事請負契約の締結について(秋津サッカー場グラウンド人工芝化整備工事)】

秋津サッカー場グラウンド人工芝化整備工事の工事請負契約の締結を市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により、別記のとおり報告する。

令和7年6月25日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆



工事請負契約の締結について


(秋津サッカー場グラウンド人工芝化整備工事)

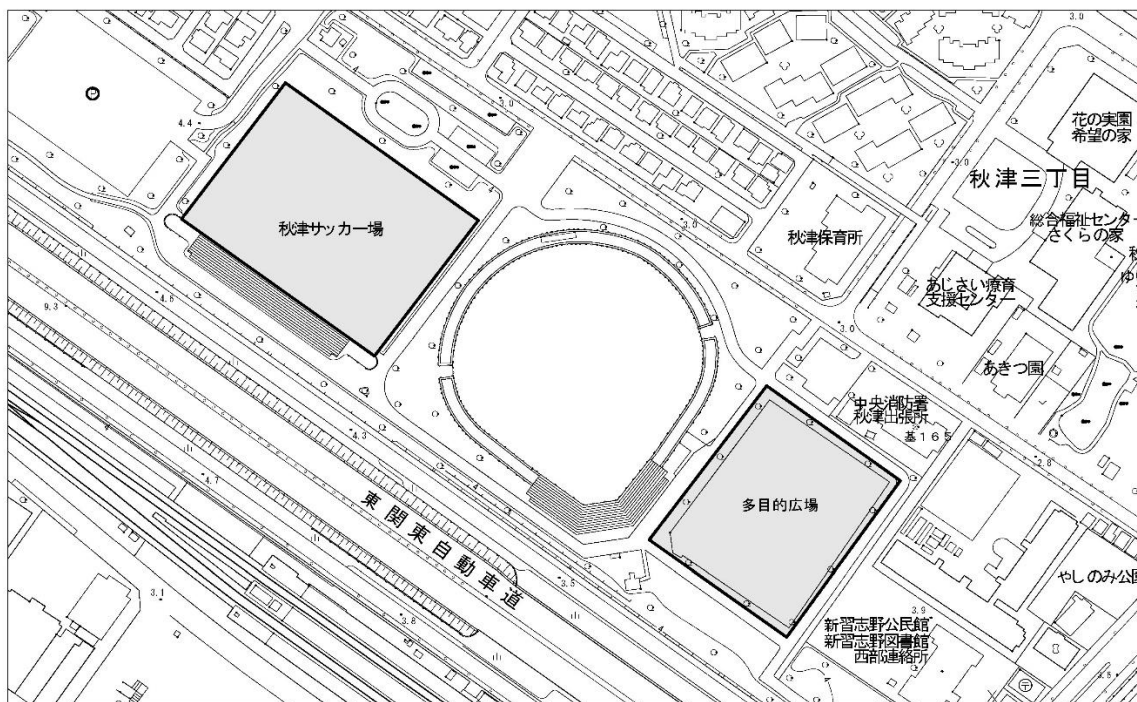
次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 秋津サッカー場グラウンド人工芝化整備工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 3億9,596万7,000円(税込み)
- 4 契約の相手方 習志野市袖ヶ浦一丁目10番11号  
本田土木工業株式会社
- 5 工事場所 習志野市秋津三丁目7番3号
- 6 工事期間 契約日の翌日から令和8年3月31日まで
- 7 工事概要
  - (1) 撤去工  
天然芝、アスファルト舗装、散水栓、スコアボード等  
一時撤去後復旧:防球柱、両開き門扉、土留め擁壁
  - (2) グラウンド・コート用舗装工  
透水性アスファルト舗装、路床、路盤、ロングパイル  
人工芝、カラーゴムチップ舗装、各種ライン等
  - (3) 排水工  
排水溝、暗渠<sup>きよ</sup>
  - (4) 散水工  
散水栓、給水管
  - (5) 附帯施設工  
アメリカンフットボール用ゴール基礎、コーナーフラッグ  
基礎等
  - (6) その他  
張芝(多目的広場)、コンセント立上

## 参考資料1

### 秋津サッカー場グラウンド人工芝化整備工事 位置図

 工事場所: 習志野市秋津三丁目7番3号(秋津サッカー場)



#### 1 工事期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで(約9か月)

#### 2 工事概要

##### (1) 撤去工

天然芝、アスファルト舗装、散水栓、スコアボード等  
一時撤去後復旧: 防球柱、両開き門扉、土留め擁壁

##### (2) グラウンド・コート用舗装工

透水性アスファルト舗装、路床、路盤、ロングパイル人工芝、カラーゴムチップ舗装、各種ライン等

##### (3) 排水工

排水溝、暗渠きよ

##### (4) 散水工

散水栓、給水管

##### (5) 附帯施設工

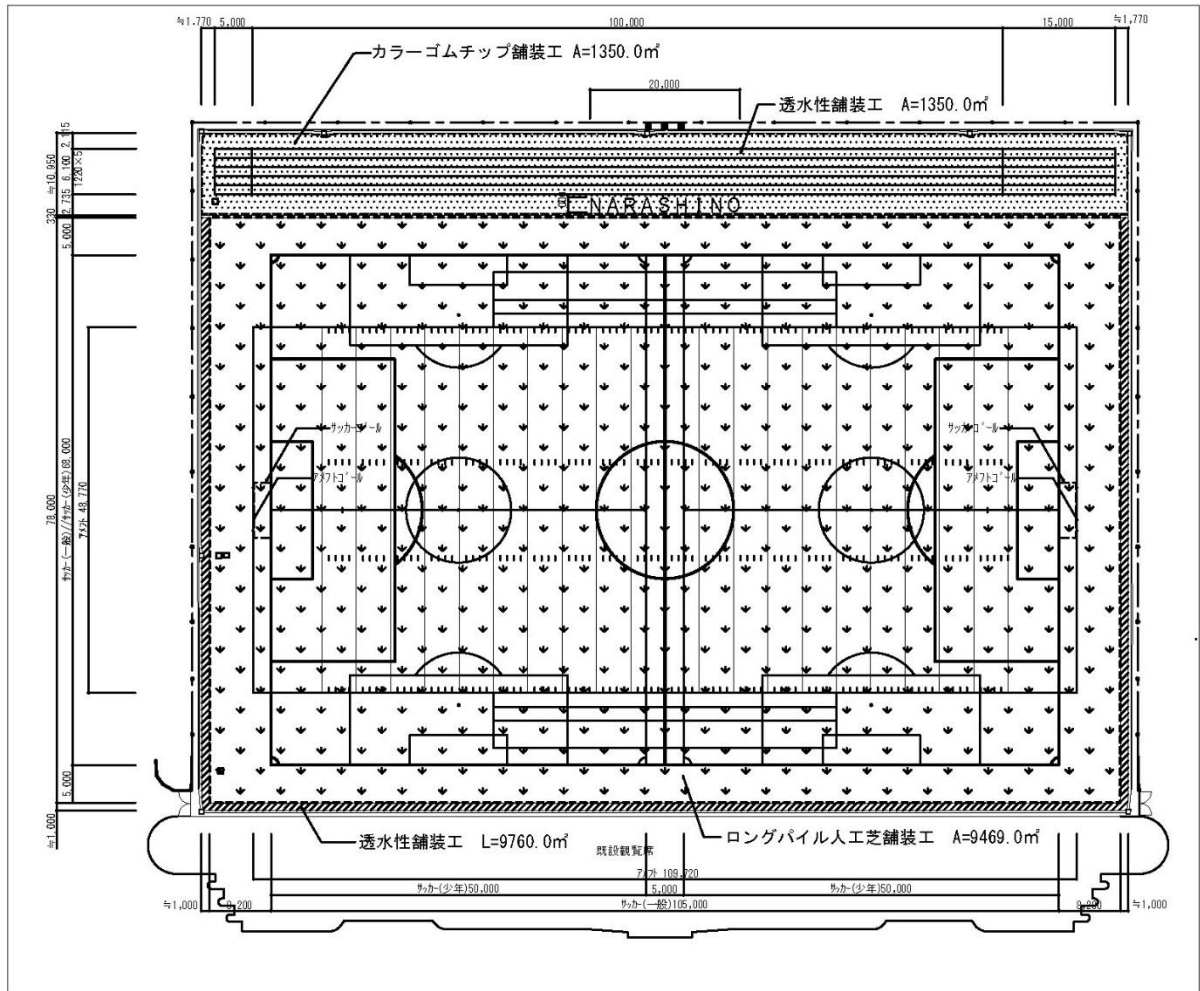
アメリカンフットボール用ゴール基礎、コーナーフラッグ基礎等

##### (6) その他

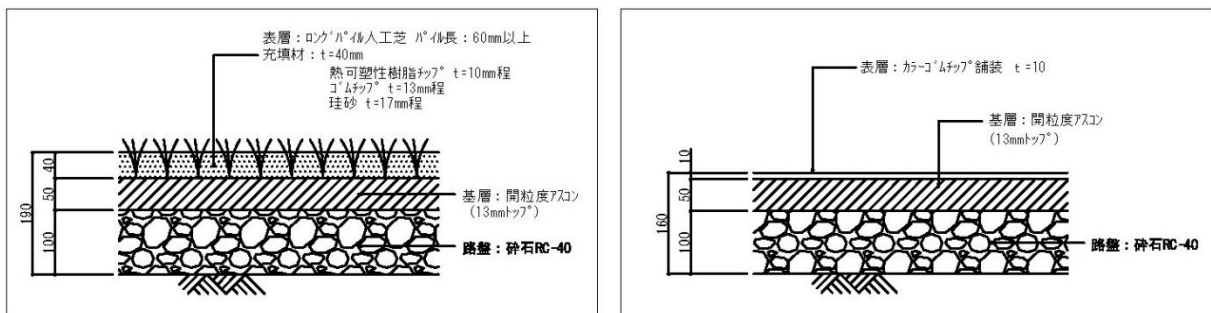
張芝(多目的広場)、コンセント立上

参考資料2

秋津サッカー場グラウンド人工芝化整備工事 平面図(完成予定図)



秋津サッカー場グラウンド人工芝化整備工事 断面図



協議第1号

習志野市部活動ガイドライン改訂について

習志野市部活動ガイドライン改訂について、別紙のとおり協議する。

令和7年6月25日協議

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

## 習志野市部活動ガイドライン改訂の概要

### 1 ガイドライン改訂に至った経緯

- ・平成30年3月 スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定
- ・平成30年6月 千葉県が「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」を改訂
- ・平成30年12月 習志野市が「習志野市運動部活動ガイドライン」を策定
- ・平成30年12月 文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定
- ・平成31年3月 千葉県が「持続可能で充実した文化部活動ガイドライン」を策定
- ・令和2年12月 習志野市が「習志野市部活動ガイドライン」を策定
- ・令和5年3月 千葉県が「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を策定

千葉県のガイドラインに則り、活動時間が例外的に増えることなく休養日を適切に設定するために今回の改訂に至る。

### 2 主な改訂のポイント

- ① 活動計画及び活動実績を校長に提出し、年度末まで保管すること。
- ② 活動方針をホームページ等で、各部の活動計画は一斉メール等により公表すること。
- ③ 活動時間が超過することのないよう、文言を修正。
- ④ 「繁忙期」の記載の削除及び大会・コンクールに向けた練習に対する振替休養日の記載。

### 3 新旧対照表

※参照欄の（市）は「習志野市部活動ガイドライン、」（県）は「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を表す。

現行	改正案	参照
1 はじめに 平成30年3月、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、千葉県は平成30年6月に「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」を改訂し、それらを受けて習志野市教育委員会は、国や県の方針に則り、平成30年12月に「習志野市運動部活動ガイドライン」を策定し、文化部活動も含めてその運用を図っているところである。また、平成30年12月、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を平成31年3月には千葉県が「持続可能で充	1 はじめに 平成30年3月、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、千葉県は平成30年6月に「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」を改訂し、それらを受けて習志野市教育委員会は、国や県の方針に則り、平成30年12月に「習志野市運動部活動ガイドライン」を策定し、文化部活動も含めてその運用を図っているところである。また、平成30年12月、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を平成31年3月には千葉県が「持続可能で充	（市） 3ページ 1行目



<p>5 適切な休養日等の設定</p> <p>(1) 適切な活動時間等</p> <p>○活動時間</p> <p>_____ 平日の練習時間は2時間程度、週末及び学校の休業日については3時間程度(準備や片付け、移動時間等は含まない)とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。また、児童生徒が安全に帰宅できるよう、日没時間を考慮して練習時間を決定する。<u>なお、これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意する。</u></p> <p>○休養日</p> <p>学期中は、平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上、の休養日を設けることを基準とする。<u>週末に大会・コンクール等に参加した場合は、</u> _____ <u>必ず他の日に休養日を振り替える。</u></p> <p>長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとするが、児童生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設ける。 _____ _____</p> <p>○その他</p> <p>繁忙期については、学校、児童生徒、保護者が連携し、合意形成を図る。ただし、本ガイドラインの趣旨を踏まえて、児童生徒や顧問の過度の負担にならないように十分に配慮し、校長の許可のもと、計画的に実施することを条件とする。</p>	<p>5 適切な休養日等の設定</p> <p>(1) 適切な活動時間等</p> <p>○活動時間</p> <p><u>長くとも、</u>平日の練習時間は2時間程度、週末及び学校の休業日については3時間程度(準備や片付け、移動時間等は含まない)とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。また、児童生徒が安全に帰宅できるよう、日没時間を考慮して練習時間を決定する。 _____ _____ _____</p> <p>○休養日</p> <p>学期中は、平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上、の休養日を設けることを基準とする。<u>大会・コンクール等に向けた練習や週末に大会・コンクール等で活動日を増やした場合は、休養日を必ず他の日に振り替える。</u></p> <p>長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとするが、児童生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設ける。<u>休養期間は、夏季休業中や冬季休業中の学校閉庁日、年末年始の休日等を活用する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(市)</p> <p>6 ページ</p> <p>21 行目</p> <p>(県)</p> <p>11 ページ</p> <p>1 行目</p>
---	---	---

# 習志野市部活動ガイドライン(案)

2025年7月改訂  
習志野市教育委員会



# 目次 1

1 はじめに .....	3
2 学校教育における部活動の位置付けと意義 .....	3
(1) 部活動の位置付け	
(2) 部活動の意義	
3 適切な運営のための体制整備 .....	4
(1) 部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の整備	
4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 .....	5
(1) 適切な指導の実施	
(2) 顧問(指導者)の役割	
(3) 体罰の根絶等	
5 適切な休養日等の設定 .....	6
(1) 適切な活動時間等	
(2) 地域や学校の実態を踏まえた工夫	
6 児童生徒のニーズを踏まえたスポーツ・芸術文化等の活動環境の整備 .....	7
(1) 児童生徒のニーズを踏まえた部の設置	
(2) 地域との連携等	
(3) 外部指導者との連携	
(4) 保護者との連携	
7 けがや事故の防止 .....	8
8 おわりに .....	9

## 1 はじめに

平成30年3月、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定。千葉県は平成30年6月に「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」を改訂。それらを受けて習志野市教育委員会は、国や県の方針に則り、平成30年12月に「習志野市運動部活動ガイドライン」を策定。文化部活動も含めてその運用を図っているところである。また、平成30年12月、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン<sup>1</sup>」を平成31年3月には千葉県が「持続可能で充実した文化部活動ガイドライン」を、さらに、令和5年3月、千葉県が「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を策定した。習志野市教育委員会としては、このような経緯と国や県の文化部活動に関するガイドラインを受けて、その趣旨等を「習志野市運動部活動ガイドライン」に加筆・修正し、運動部活動と文化部活動を区別することなく部活動全体の方針としての「習志野市部活動ガイドライン」を策定することとした。

各学校においては、従前行われてきた指導方針や練習方法を安易に継承するのではなく、部活動に対する意識を改革し、練習時間の在り方や休憩時間の取り方等、多方面から検証することが必要であり、特に、科学的なトレーニングの積極的な導入や心身の健康管理に留意した活動等により、短時間で効果の得られる合理的でかつ効率的・効果的な指導の実施が求められている。このことを踏まえ、部活動を持続可能なものにし、習志野市の子どもたちが、生涯にわたって、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力や芸術文化等の活動に親しむ基礎を育むことができるよう期待する。

20

## 2 学校教育における部活動の位置付けと意義

### (1) 部活動の位置付け

部活動は、学校教育の一環として、スポーツや芸術文化等の活動に興味と関心をもつ同好の児童生徒が、教員等の指導の下、自発的・自主的に参加する活動であり、より高い水準の技能や記録に挑戦したり、大会やコンクール、コンテストに積極的に関わり挑戦したりする中で、スポーツや芸術文化等の活動の楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす役割を果たしている。

### (2) 部活動の意義

- 30
- スポーツや芸術文化等の活動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって、豊かなスポーツライフを継続する資質・能力や芸術文化等の活動に親しむ基礎を育てる。
  - 体力の向上や心身の健康の増進につながる。
  - 保健体育科や芸術教科、理科、社会等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、

---

<sup>1</sup> 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(文化庁)」では、文化部活動は、運動部以外の全ての部活動とされている。また、前記ガイドラインの策定にあたって、自治体や学校の設置者、学校においては、運動部活動と文化部活動の区別をすることなく部活動全体の方針としてガイドラインを策定し運用を開始している状況も見られることを踏まえた上で、「運動部活動ガイドライン」に定めた内容をベースとして取り進めることとしたと示されている。

充実、活用するとともに、部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。

- 自主性、協調性、責任感、連帯感、自己肯定感などを育成する。
- 自己の力の確認、努力による達成感、充実感、満足感をもたらす。
- 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

このように、部活動は、各学校の教育課程での取り組みとあいまって、学校教育が目指す「生きる力」の育成を実現させる役割を果たしていると考えられる。よって、学校全体として、部活動の指導・運営に係る体制を構築する必要がある。

10

### 3 適切な運営のための体制整備

安全で充実した部活動運営のために、以下のような方針をもとに体制の整備を行う。また、運営に当たっては、学校、児童生徒、保護者が連携し、合意形成のもと成立するものである。

#### (1) 部活動の方針の策定等

ア 習志野市教育委員会は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び、千葉県の「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」「持続可能で充実した文化部活動ガイドライン」を参考に、「習志野市部活動ガイドライン」を策定する。

20

イ 校長は、「習志野市部活動ガイドライン」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。また、顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出し、年度末まで保管する。

ウ 校長は、イの活動方針をホームページに掲載し、各部の活動計画等を一斉メール等により公表する。また、「学校の部活動に係る活動方針」については、毎年度見直しをする。

エ 習志野市教育委員会は、上記ウに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

オ 全職員が部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と顧問、顧問同士が相互に理解・支援し合うなど、組織的に取り組む。

30

カ 校長は、学校の教育目標、学校規模、特色等を活かすとともに、児童生徒のニーズや保護者の意向を参考にして指導方針を設定する。

キ 保護者や地域の方に積極的に情報を発信し、理解を得て、互いに連携しながら活動できるよう工夫する。

#### (2) 指導・運営に係る体制の整備

ア 校長は、児童生徒や教職員の数、部活動指導員<sup>2</sup>の配置状況を踏まえ、内容の充実、児童生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消の観点から、円滑に部活動を実施できる

<sup>2</sup> 部活動指導員とは、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率を行う。校長は、部活動指導員に部活の顧問を命じることができる。

よう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、顧問の決定に当たり、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、児童生徒が安全に、安心してスポーツ活動や芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とまらないよう必要に応じて指導・是正を行う。

エ 習志野市教育委員会は、顧問を対象とするスポーツや芸術文化等の活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性を図るための研修等を行う。

オ 習志野市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）及び「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日付け30文科初第1497号）」を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び顧問は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁）や「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」（平成30年6月千葉県教育庁教育振興部）、「持続可能で充実した文化部活動ガイドライン」（平成31年3月千葉県教育委員会）、本ガイドラインに則り、児童生徒の健康管理や事故防止に万全を尽くすとともに、体罰やハラスメントの根絶を徹底する。

イ 顧問は、成長期にある児童生徒が、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠の生活時間のバランスのとれた生活を送ることが必要なこと、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であることや、過度の練習や活動がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、心身に負担を与え、必ずしも体力・運動能力や芸術文化等の活動に係る技能の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、児童生徒が生涯にわたってスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、児童生徒とコミュニケーションを十分に図り、児童生徒がバーンアウトすることなく、活動を続けていけるよう留意する。さらに、競技種目や分野の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入や心身の健康管理に留意した活動等により、短時間で効果が得られる合理的でかつ効率的な指導を行うことができるよう努める。併せて、専門的知見を有する保健体育担当教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や男女の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

### (2) 顧問（指導者）の役割

ア 児童生徒に関わること

・実技、技術指導	・児童生徒理解	・生活指導
・健康管理、事故防止	・学習支援	・いじめ等の防止

イ 外部との調整に関わること

・大会やコンクール、練習試合等の引率 ・保護者との連携

・月活動計画作成 ・外部指導者との連携

ウ その他

・施設、用具の管理と安全点検 ・部予算や集金の適正管理 ・知的財産権等への配慮

### (3) 体罰の根絶等

10 体罰は学校教育法で禁止されていることはもとより、人権尊重の精神に反し、絶対に許されないことである。顧問は、勝利至上主義や成果至上主義に偏るあまり、児童生徒の人格を傷つける言動や体罰を厳しい指導者として正当化することは決してあってはならず、校長は、全職員で共通理解のもと、体罰の根絶を徹底する。

また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントによって児童生徒に人格や尊厳を不当に傷つけることがないように併せて配慮する。

## 5 適切な休養日等の設定

### (1) 適切な活動時間等

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある児童生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた心身共に健康な生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究等も踏まえ、以下を基準とする。

20 ○活動時間

長くとも、平日の練習時間は2時間程度、週末及び学校の休業日については3時間程度<sup>3</sup>（準備や片付け、移動時間等は含まない）とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。また、児童生徒が安全に帰宅できるよう、日没時間を考慮して練習時間を決定する。

○休養日

学期中は、平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上、休養日を設けることを基準とする。大会・コンクール等に向けた練習や週末に大会・コンクール等で活動日を増やした場合は、休養日を必ず他の日に振り替える。長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとするが、児童生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設ける。休養期間は、夏季休業中や冬季休業中の学校閉庁日、年末年始の休日等を活用する。

30

### (2) 地域や学校の実態を踏まえた工夫

休養日及び活動時間等の設定については、効率的・効果的な部活動の推進に向け、地域や

<sup>3</sup> 活動時間については「スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」とことが示されている。「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）」では、活動時間等について、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるようにすることが示された。この内容については、「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン（千葉県教育委員会）」において、運動部活動と同様に必要であることとされ、活動時間等についても同様の基準が示されている。

学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める等の工夫が考えられる。

## 6 児童生徒のニーズを踏まえたスポーツ・芸術文化等の活動環境の整備

### (1) 児童生徒のニーズを踏まえた部の設置

10 ア 児童生徒の運動・スポーツや芸術文化等の活動に関するニーズは、競技力や技能の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の部活動が、男女等や障がいのある児童生徒等も含めて、児童生徒の潜在的なスポーツや芸術文化等の活動のニーズに必ずしも応えられていない。校長はこのことを踏まえ、児童生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部を設置する。

具体的な例としては、より多くの児童生徒の運動や芸術文化等の活動の機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツや芸術文化等の活動、競技や大会・コンクール志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、児童生徒が楽しく体を動かす習慣や芸術文化等の活動に親しむ基礎の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 本市においては、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技や分野の部活動を設けることができない場合には、児童生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないよう、複数校の児童生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

### 20 (2) 地域との連携等

ア 習志野市教育委員会及び校長は、児童生徒のスポーツや芸術文化等の活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体や芸術文化団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツや芸術文化等の活動環境の整備を進める。

イ 習志野市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、児童生徒がスポーツや芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

30 ウ 習志野市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツや芸術文化等の活動環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

### (3) 外部指導者との連携

学校においては、トップアスリートや芸術文化等の専門家としての道を歩むことを目指す児童生徒から、スポーツや芸術文化等の活動を楽しみたいという児童生徒まで、部活動に対して求める内容は多岐に渡っている。本市では、このような願いに応え、児童生徒たちにとって有意義な部活動にするため、外部指導者派遣事業を推進する。

《外部指導者活用上の留意事項》

40 ア 外部指導者は、学校の方針に従って指導面の一翼を担えるよう、部活動の指導に当たる。

外部指導者を活用する際には、必ず年度当初に、学校や部活動の運営方針を確認し合う機会を設ける。

イ 外部指導者は、練習計画の相談や連絡、児童生徒に関する情報など、顧問との協働体制を密にしておくことが大切である。

ウ 外部指導者が大会やコンクール、校外への練習等に単独で引率することはできない。なお、大会等のベンチ入りや審判等については、その競技や分野における運営団体の指示に従う。

エ 児童生徒の理解に基づく指導や安全の確保、事故防止などは、外部指導者も学校教職員と同様の対応が必要である。

10

#### (4) 保護者との連携

部活動を充実させるためには、保護者からの理解や協力を得ることが不可欠となる。部活動に対する保護者の考え方も様々であり、保護者に部活動を正しく理解してもらうため、必要に応じて部活動保護者会や練習見学会等を行う。

《連携を深める方策例》

ア 部活動の運営方針・年間計画、競技の特性等について、年度当初に保護者会（全体・各部）を開くなどして全保護者に説明する。

イ 大会やコンクール、練習試合、合宿等は、校長が把握し、事前に保護者の承諾を得る。

ウ 必要経費等の集金についても同様に、文書で知らせるとともに、保護者の負担軽減を図る。

20

エ 毎月の活動予定や練習計画の文書等を配布する。

オ 傷病時には必ず保護者に連絡し、適切な対応を行う。

## 7 けがや事故の防止

運動部活動だけでなく文化部活動においても、けがや事故が起きる可能性がある。特に、運動部活動は、体を動かす活動が中心のため、けがや事故が起きる可能性が高いと言える。また、児童生徒の能力や目標に応じて、より高い水準の技能や記録を目指すことから、思わぬ事故が起きる場合もある。部活動において、けがや事故を防ぐためには、顧問が指導技術を高めることはもちろんだが、各児童生徒の発達段階や体力、技術・技能の習得状況等を把握し、児童生徒にとって無理のない練習となるよう留意するとともに、その日の環境条件や児童生徒の体調等の確認が必要となってくる。また、大会やコンクール等での入賞や試合での勝利が目標の一つになることが多いため、心身に負担のかかる活動や練習も行われることがある。その際、体調等が優れない場合は、顧問に申告できる雰囲気づくりが必要である。特に近年の温暖化による熱中症<sup>4</sup>への対応は、十分な知識と正確な対応が必要である。

30

<sup>4</sup> 熱中症は、気温・湿度などの環境条件に配慮した運動実践や、こまめに水分を補給し休憩をとること、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底することによって防止できる。また、万が一発症した場合でも、迅速かつ適切な措置をとることによって回復できる疾病である。

## 8 おわりに

本ガイドラインは、児童生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体的な取組について示すものであるが、少子化がさらに進むことを踏まえると、ジュニア期におけるスポーツや芸術文化等の活動環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の整備が求められる。

今後、国や県からの通知及び伝達等により、必要に応じて見直していくこととする。

- 最後に、本ガイドラインは、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とする。本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の部活動についても原則として適用する。その際、高等学校段階では、中学校教育の基礎の上に、学校の教育目標や教育課程における特色等や心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意する。また、小学校段階についても対象とするが、児童の心身の発達の段階に配慮するものとする。
- 10

20

### 【引用・参考文献等】

- ・スポーツ庁(2018.3)「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
- ・千葉県教育委員会(2018.6)「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」
- ・文化庁(2018.12)「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
- ・千葉県教育委員会(2019.3)「持続可能で充実した文化部活動ガイドライン」
- ・千葉県教育委員会(2023.3)「地域全体で子どもたちを育てる学校及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」



地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び  
地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン

令和5年3月

千葉県

# 目 次

はじめに	1
本ガイドライン策定の趣旨	2
<b>1 学校部活動</b>	<b>2</b>
(1) 適切な運営のための体制整備	3
①学校部活動に関する方針の策定	3
②指導・運営に係る体制の構築	3
(2) 合理的かつ効果的な活動の推進	4
(3) 適切な休養日等の設定	5
(4) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	6
(5) 学校部活動としての地域連携	6
<b>2 地域クラブ活動</b>	<b>7</b>
(1) 適切な運営のための体制整備	8
①参加者	8
②運営団体・実施主体	8
(2) 合理的かつ効果的な活動の推進	9
①指導者の量の確保	9
②指導者の質の保障	10
(3) 適切な休養日等の設定	10
(4) 地域の特性を活かした活動	11
(5) 責任の所在と保険の加入	12
(6) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	12
<b>3 学校部活動を地域へ移行するための環境整備</b>	<b>13</b>
(1) 休日の学校部活動の地域移行に関する達成時期の取扱い	13
(2) 学校部活動と地域クラブ活動の関係性の整理	13
(3) 地域公共団体における総合的・計画的な取組	14
<b>4 大会等への参加</b>	<b>15</b>
(1) 生徒の大会参加	15
(2) 大会運営への従事	15
<b>5 安全に配慮した体制整備</b>	<b>16</b>
おわりに	18

## はじめに

スポーツ・文化芸術活動は、人類が生み出した貴重な文化であり、障害の有無や年齢、性別の違いを越えて、その喜びを分かち合い、感動を共有することを可能とするものである。本県においては第13次千葉県体育・スポーツ振興計画を策定し、令和4年度から5年間に渡る各方面の取組を通じて「する・みる・支える」多様なスポーツの価値を「知る」ことにより更に深めていくことで、健康で豊かな生活の推進を図ることとしている。また、令和4年3月策定の『千葉県文化芸術推進基本計画』（令和4年度～6年度）では、あらゆる人々が文化芸術に親しみ、交流することで創り育む心豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現を目指し、子どもたちが文化芸術に触れ親しむ機会の創出に取り組むこととしている。

こうした中、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動は、学校教育の一環として広く部活動が担ってきた。学校部活動では、誰もが手軽にスポーツ・文化芸術活動に触れられることで、健康で豊かな生活を実践する入口を提供してきただけでなく、社会性の獲得、家庭環境に起因する学校外活動の格差是正等、子どもたちの心身の健全育成に貢献してきた。

他方、学校部活動の運営は、必ずしも教師が担う必要のない業務でありながら、教師の献身的な支えにより実現されてきた。本県では、中学校及び義務教育学校において教師の60%以上の割合で、文部科学省によって定められた教師の超過勤務時間<sup>1</sup>を超えて業務にあたっている現状がある。また、全国的に少子化が進行する中、本県においても5年ごとに年少人口（0歳から14歳まで）が約5%ずつ減少し、いずれは30%以上減少する見込み<sup>2</sup>があることから、地域や種目によっては、部員減少に伴い活動維持が困難となることも想定される。

以上のことから、教師の働き方を見直し、教師が教師でしか担うことのできない授業や生徒と向き合う時間に注力できる環境を整備するとともに、学校を地域社会の一部として、引き続き希望する生徒がスポーツ・文化芸術活動に触れる機会を確保するための在り方について本ガイドラインに整理することとした。

また、学校部活動が担ってきたスポーツ・文化芸術活動の教育的意義や役割を継承しつつ、地域の特徴や、幅広い年代による地域社会の特性を活かし、誰でも自分なりの関わり方を選ぶことのできる新たなスポーツ・文化芸術活動の基盤を構築するために、望ましい地域連携の在り方について本ガイドラインにより整理するものである。

各地域、各学校においては、誰もがスポーツ・文化芸術活動に触れることができる持続可能な体制整備に速やかに取り組み、地域が一体となり、生涯にわたって豊かな生活を営むことができる地域社会が実現できるよう、本県における「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」（平成30年6月改訂）と「持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン」（平成31年3月）を統合し、全面的に改定する。

---

1 本県においては国の基準を指針とした「学校における働き方改革推進プラン」（千葉県教育委員会 令和3年3月改訂）において、原則として条例等に定める勤務時間を超えた在校等時間が1か月当たり45時間、1年当たり360時間を超えないこととしている。また、同プランにおいて各校種における勤務時間の現状を示している。

2 千葉県人口ビジョン（令和2年改訂版）による。

# 本ガイドライン策定の趣旨

## (1) 趣旨

本ガイドラインは、学校を含めた地域全体における子どもたちのスポーツ・文化芸術環境を整備するにあたり、持続可能な体制となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方を示すとともに、新たな地域クラブ活動を推進するための県の考え方を示すものである。

## (2) 対象

ア 本ガイドラインは、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程，中等教育学校前期課程，特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。

イ 本ガイドラインのうち「1 学校部活動」「5 安全に配慮した体制整備」については、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）の学校部活動についても原則として適用する。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点を踏まえて運用する。また、小学校（義務教育学校前期課程，特別支援学校小学部を含む。以下同じ。）段階についても対象とするが、児童の心身の発達の程度にさらに配慮するものとする。

ウ 本ガイドラインのうち「2 地域クラブ活動」「3 学校部活動を地域へ移行するための環境整備」「4 大会等への参加」については、公立の中学校の生徒の活動を主な対象とし、国立中学校においても学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。また、高等学校及び私立学校においては、学校の特色に応じて生徒が入学をしていることを踏まえ、学校の実情に応じて学校部活動の改革及び指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

## 1 学校部活動

学校部活動は、学校教育の一環として行われ、教育課程との関係は以下のとおりである。

中学校学習指導要領（平成29年3月）【抜粋】

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

## 高等学校学習指導要領（平成30年3月）【抜粋】

### 第1章 総則

#### 第6款 学校運営上の留意事項

##### 1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

※特別支援学校においては，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月）第1章第6節1（3），特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月）第1章第6款1（3）に同様の記載がある。

※運動部活動については，小学校学習指導要領解説体育編（平成29年）第3章3，中学校学習指導要領解説 保健体育編（平成29年7月）第3章3，高等学校学習指導要領（平成30年3月）第2章第6節第3款1も参考とする。

### （1）適切な運営のための体制整備

#### ①学校部活動に関する方針の策定

ア 学校の設置者（市町村教育委員会及び学校法人等。以下同じ。）は，「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）に則り，本ガイドラインを参考に，「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。

イ 校長は，学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り，毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は，年間の活動計画（活動日，休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所，休養日及び大会参加日程等）を作成し，校長に提出する。

ウ 校長は，前記イの活動方針，活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 学校の設置者は，前記イについて，各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう，【巻末資料】を用いるか，もしくは地域の実情に合った簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

#### ②指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は，教師だけでなく，部活動指導員<sup>3</sup>や外部指導者<sup>4</sup>等の適切な指導者を確保することを基本とし，生徒や教師の数，部活動指導員の配置状況を踏まえ，指導内容の充実，生徒の安全確保，教師の長時間勤務の解消の観点から適正な数の学校部活動を設置する。

3 本ガイドラインでいう部活動指導員とは，学校教育法施行規則第78条の2に基づく「中学校におけるスポーツ，文化，科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員のことをいう。学校の教育計画に基づき，校長の監督を受け，部活動の実技指導，大会・練習試合等の引率等を行う。校長は，部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

4 本ガイドラインでいう外部指導者とは，無償又は有償のボランティアとして，部活動顧問の運営方針の下，顧問と協力，連携しながら，主に技術面における指導を補佐する地域人材のことをいう。

イ 学校の設置者は、部活動指導員を確保し、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担える体制を構築する。部活動指導員が十分に確保できない場合には、校長は、外部指導者を配置し、教師の負担軽減を図る。

ウ 学校の設置者は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

エ 学校の設置者及び校長は、教師の学校部活動への関与について、必ずしも教師が担う必要のない業務であること及び部活動が活動時間等の上限まで実施するとは限らないものであることを、教職員だけでなく保護者とも共有し、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針<sup>5</sup>」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、教師の業務改善及び勤務時間管理等を行う。

オ 校長は、教師を部活動顧問に決定する際、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や出退勤記録調査の結果、本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

カ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

キ 学校の設置者は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

## （2）合理的かつ効果的な活動の推進

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（バランスのとれた学校生活への配慮を含む）、活動場所における事故防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶するという意識を全ての教職員、保護者と共有し徹底する。

特に運動部活動においては、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月 文部科学省）に則った指導を行う。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

---

<sup>5</sup> 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」と定義し、超過勤務時間の管理を行う。本県では「学校における働き方改革推進プラン」（千葉県教育委員会 令和3年3月改訂）において、部活動指導員の活動等も含め、段階的・総合的な取組を求めている。

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動<sup>6</sup>の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の技能向上や生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、生徒それぞれの目標が達成できるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で、発達や性別の違いに関わらず、誰もが自主的・協同的に活動に参画できるよう、適切な指導を行う。

オ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が示す指導の手引きを活用し、前記アからエに基づく指導を行う。

### (3) 適切な休養日等の設定

ア 学校部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内外の諸活動、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、スポーツ医・科学の観点<sup>7</sup>、前記(1)②エの視点を踏まえ、以下を基準とする。

#### ●適切な活動時間

活動は平日を基本とし、1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。なお、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）を含む学校の休業日に活動を行う場合は、長くとも3時間程度とする。

#### ●休養日の設定

学期中は平日に1日以上、週末に1日以上の、少なくとも週当たり2日以上の休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

6 いわゆる文化部活動については、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動を行うものなども幅広く含まれ得るものと一般的に捉えられていることから、本ガイドライン上では「運動部以外の全ての部活動」とし、以下、「文化部活動」と表記する。

7 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

イ 学校の設置者は、(1) ①に掲げる「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、活動時間及び休養日等を設定し、明記する。また後記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、(1) ①に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、学校部活動の活動時間及び休養日等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 活動時間及び休養日等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることが考えられる。

#### (4) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 学校の設置者及び校長は、学校の指導体制に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しむ、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

- 例)
- ・複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
  - ・レクリエーション志向で行う活動
  - ・体力づくりを目的とした活動
  - ・体験教室などの活動
  - ・誰もが一緒に活動することのできるアート活動

イ 市町村は、合同部活動や複数校の生徒が拠点校<sup>8</sup>の学校部活動に参加する等、学校や地域の実態に応じて円滑に活動を行うことのできる取組を推進する。その際、前記1 (1) ②アの観点も参考とする。

ウ 学校の設置者及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

#### (5) 学校部活動としての地域連携

ア 学校の設置者及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、後記2エに示す協議会の機能を活用する。

イ 学校の設置者及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施することなどにより連携を深め、多様な活動機会を設ける。

<sup>8</sup> 拠点校部活動に参加する場合で、かつ在籍する学校に当該部活動や担当顧問等の設置がない場合においても、拠点校部活動に参加することが在籍校の方針であることが示されており、活動計画を備えている場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度の対象となる。



ウ 地域のスポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。

また、各分野の文化芸術団体等は、学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。

さらに、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できることから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

オ 学校の設置者及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

## 2 地域クラブ活動

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。

これを踏まえ、地域クラブ活動は、学校と連携し、公立中学校において学校部活動の維持が困難となる前に、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点から、活動の機会及び質の充実を図ることが重要である。

本ガイドラインでは、従来学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を、地域から支えに行く視点の重要性にも着目しつつ、地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について整理する。

ア 市町村は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する。

イ 地域におけるスポーツ・文化芸術活動の運営団体・実施主体等の整備を通して、利用者のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組みめるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

ウ 地域クラブ活動を整備するに当たり、例えば総合型地域スポーツクラブの充実を図ることで、全年代にとって、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、生涯を通じた運動習慣づくりや文化芸術等の愛好が促進され、更に行政や関係団体、学校等が一体となった連携や、地域における多様な人材の活用につながる事が期待できる。

エ 市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会を設置し、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

## (1) 適切な運営のための体制整備

### ①参加者

ア 従来の学校部活動に所属していた生徒、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を対象とする。

イ 実際の活動にあたっては、前記アに加え、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、当該クラブ活動における従前からの参加者や、参加を希望する様々な年代の参加者とともに活動することも考えられる。

### ②運営団体・実施主体

ア 市町村は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、想定される運営団体・実施主体は以下のとおり多様であり、地域の実情に応じて整備・連携していく必要がある。

例) ・総合型地域スポーツクラブ ・スポーツ少年団 ・地域のスポーツ協会  
・競技団体 ・クラブチーム ・プロチーム ・民間事業者 ・大学  
・フィットネスジム ・文化芸術団体 ・地域学校協働本部 ・保護者会  
・同窓会 ・市町村自治体 ・複数の学校の部活動が統合して設立する団体

イ 市町村並びに各スポーツ団体等は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底する。また、運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』に準拠した運営を行うことが求められる。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を策定し、公表する。その際、ウェブサイト等を有していない団体は、協議会や自治体等のウェブサイト等を利用することが考えられる。

## (2) 合理的かつ効果的な活動の推進

### ①指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、希望する教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 市町村は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、必要に応じて人材バンクを整備するなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。その際、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「J S P O」という。）が運営する公認スポーツ指導者マッチングサイトや本県が設置する広域人材バンク（仮称）を利用することが考えられるが、地域に根付いたスポーツ・文化芸術環境を構築する観点から、あくまで域内の指導者不足に対する補填的な利用とする。

ウ 市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、必要に応じICTを活用した遠隔指導ができる体制を整える。

エ 市町村及び教育委員会は、地域クラブ活動での指導を希望する教師又は職員が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。その際、関係法令<sup>9</sup>、国が示す手引き等<sup>10</sup>も参考としつつ、以下の点に留意する。

#### ●本人の意思の尊重

教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、兼職兼業を希望しない教師等が、やむを得ず兼職兼業を申請することがないように、申請者本人の意思を十分に確認、尊重するとともに、学校や地域クラブ活動の運営団体・実施主体と連携の上、教師等の健康、本来業務への支障がないことも勘案して許可する。

例) 条例等に定めた勤務時間外における教師等の在校等時間に、兼職兼業により従事する時間を加算した時間が、複数月平均で月当たりの超過勤務時間80時間を超えないよう確認するとともに、適宜、支援及び指導・是正を行う。

#### ●安定的な指導者の確保

地域のスポーツ・文化芸術団体等において、教師等を指導者として雇用等する際は、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無を踏まえ、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

#### ●身分の明確化

教育委員会等は、地域クラブ活動における教師等の関与の実態の把握に努め、教師等が地域クラブ活動の実質的な指導者として恒常的に関与している場合、その管理主体を明確にする。<sup>11</sup>

9 地方公務員法第38条、教育公務員特例法第17条、営利企業等の従事制限に関する規則第3条等を根拠とする。

10 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（厚生労働省）「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」（令和3年2月17日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長）「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」（文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課・スポーツ庁地域スポーツ課・文化庁参事官（文化芸術担当）付）を参考とする。

11 教育関係職では、身分の明確化と活動内容の透明性を保障するため、報酬の有無や多寡に関わらず兼職兼業を要するよう設定している市町村もある。

## ②指導者の質の保障

- ア 市町村は、生徒にとってふさわしいスポーツ・文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。
- イ 市町村は、J S P Oをはじめとしたスポーツ・文化芸術団体<sup>12</sup> や千葉県<sup>13</sup> が主催する指導者資格取得制度を、関係部署や団体等に広く周知するとともに、適宜活用する。
- ウ 市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、各スポーツ・文化芸術団体等と連携し、指導者の質を保障するための研修等実施の際、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質に関するもののみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。また、これまでの部活動の意義や役割についても継承・発展させられるよう、学校教育関係者とも必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた活動ができるよう留意する。なお、地域文化クラブ活動においては、著作権についても指導者の理解を深める。
- エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者に問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、J S P O等の統括団体が設ける相談窓口<sup>14</sup> を活用し、公平・公正に対処する。市町村は、地域の実情に応じて、地域クラブ活動の運営団体・実施主体と連携しつつ、第三者として相談を受ける窓口を設置し、解決に向けた支援を行う。
- オ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び指導者は、1（2）に準じ、適切な指導の実施に努める。市町村は適宜、指導助言を行う。

## （3）適切な休養日等の設定

- ア 地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう「1 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。
- その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、2エ及び2（1）②に示す連携の在り方を踏まえ、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者で調整を図ることが必要である。

---

12 J S P O では、各競技団体等が連携し取得することができる公認スポーツ指導者の資格取得機会を拡充している他、競技別の資格を受講・取得できない場合はスタートコーチ（教員免許状所持者）やコーチ1資格の共通科目部分であるコーチングアシスタント資格の取得を円滑に行うことのできる取組をしている。また、千葉県吹奏楽連盟では、吹奏楽部の地域指導者の育成を目的とし、「吹奏楽部活動指導者認定講習」を開催している。

13 本県では、「千葉県スポーツリーダー養成講習」を定期において開催し、認定証の発行を行っている。同講習会は、スポーツ推進委員、スポーツプログラマー、生涯スポーツ公認指導員、スポーツリーダーの更新講習と兼ねることができ、既存の地域スポーツ指導者だけでなく、これから地域スポーツ指導者を目指す者の質の保障にも寄与するものである。

14 J S P O は、公認スポーツ指導者資格保有者及びスポーツ少年団登録者に対し、「登録者等処分規程」（令和5年1月1日施行）を適用し、審議対象となる行為者の属性等に応じて、千葉県スポーツ協会等を通して事実調査を実施の上、処分を決定する。

●適切な活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

●休養日の設定

学校の学期中は、平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上以上の休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。

学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、当該活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、2（1）②ウに示す計画表の公表に当たっては、上記アの基準を踏まえ、活動時間及び休養日等を設定し、明記することが望ましい。また、活動実態の把握に努め、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長及び教育委員会等は、教師等に兼職兼業を許可する際、上記アも教師等の健康、本来業務への影響に関連すること、併存する学校部活動と同様に教育的意義を有することを踏まえ、地域クラブ活動の運営団体・実施主体と適切に連携し、活動実態の把握に努め、必要な指導助言を行う。

エ 活動時間及び休養日等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部活動及び地域クラブ活動共通、学校区全体、市町村共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることが考えられる。

#### （4）地域の特性を活かした活動

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけでなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設も活用する。

イ 市町村は、学校を含めた公共施設の管理運営について、指定管理者制度や業務委託を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

ウ 営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている市町村においては、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう改善を行う。

エ 市町村及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、前記２エに示す協議会等を通じて、前記アからウまでを踏まえた地域クラブ活動が利用する際の利用ルール等を策定する。なお、策定に当たっては、各種通知や手引き<sup>15</sup>等を参考に取り組む。

オ 学校の設置者及び校長は、地域クラブ活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

## (5) 責任の所在と保険の加入

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、事故が発生した場合の管理責任の主体、補償の範囲等を明確にし、定款や規約等に明記するだけでなく、地域クラブ活動の指導者や参加者等に対して、事前及び定期において十分な理解を得て活動する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、分野・競技特性やこれまでの怪我や事故の発生状況等を踏まえるとともに、故意又は過失による賠償責任も想定した上で適切な補償内容である保険を選定し、指導者や参加者等に対して保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

なお、学校部活動と地域クラブ活動が併存することを踏まえ、学校における独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度と同程度の補償内容であることが望ましい。

## (6) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 市町村は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用等の支援等の取組を進める。

ウ 市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

---

<sup>15</sup> 「学校体育施設の有効利用に関する手引き」（令和２年３月スポーツ庁）、「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和３年１月文化庁）において、地域と協働した運営面・施設面の観点から課題を整理している。

### 3 学校部活動を地域へ移行するための環境整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を推進するに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要がある。

本県では、千葉県と千葉県教育委員会及びスポーツ・文化芸術団体等が連携し、「誰でも（年代や立場を問わず）やりたい（関わり方に関わらず）スポーツ・文化芸術活動が（目的や志向に応じて）できる（選び実践する環境）」というテーマを共有し、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に取り組んでいる。

市町村によっては、合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられるが、ここでは、地域の実情に応じた検討体制、スケジュール等の概ねの目安について示す。

#### (1) 休日の学校部活動の地域移行に関する達成時期の取扱い

ア 休日における地域クラブ活動への移行をおおむね達成する目標時期について、国が示す令和5年度から令和7年度末までの改革推進期間を踏まえ、本県では次のとおり段階的なスケジュールを目途とし、各地域の取組を支援する。

令和5年度：各市町村で実証的に1部活動の地域移行を目指す

令和6年度：前年度の取組を踏まえ、各学校で1部活動の地域移行を目指す

令和7年度：前2カ年の取組を踏まえ、各学校で複数の部活動の地域移行を目指す  
各市町村で年度末までに全部活動地域移行完了までの推進計画を示す

イ 市町村は、改革推進期間終了後において、学校部活動の地域移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

#### (2) 学校部活動と地域クラブ活動の関係性の整理

ア 地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域クラブ活動環境整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられ、前記アを推進する中で、各地域における課題を整理していく必要がある。なお、地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るため、各地域における関係者間で丁寧に検討し、当該地域にふさわしい方針を決定する。

ウ 市町村は、前記2エに示す協議会等において、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、学校部活動との活動内容のバランスを考慮した上で、地域クラブ活動環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開する。

エ 学校部活動から地域クラブ活動へ移行するに当たっては、以下のような体制整備を段階的に進めることが考えられる。

- 例)
- ・市町村が運営団体となり、あるいは市町村が中心となって社団法人やNPO法人、総合型地域スポーツクラブ等の運営団体を設立し、多様な実施主体と連携して行われる活動に指導者を派遣する。
  - ・既存の各種運営団体・実施主体の活動をベースに、中学生が参加する。
  - ・域内の各地区の実情に応じて、部分的に異なる体制で実施するものの、市町村が統括することで、最終的に生徒の体験格差を解消する。

オ 上記アからエのような体制を整備することが困難であり、改革推進期間終了後も休日に学校部活動を実施する場合には、生徒の活動環境を確保するとともに、教師の適切な勤務時間管理にも配慮する観点から、原則として部活動指導員による運用とし、できるだけ早期に地域クラブ活動へと移行する。<sup>16</sup>

カ 前記1(3)及び2(3)は、活動ごとの適切な休養日等の設定ではなく、成長期にある生徒に対し、心身の成長への影響に関する知見を根拠とすることから、学校部活動と地域クラブ活動の両方へ参加している場合、総括した活動として捉え、総合的に遵守する必要があることに留意する。

### (3) 地域公共団体における総合的・計画的な取組

ア 市町村は、前記(1)から(2)の内容を踏まえ、具体的なスケジュールを含めた推進計画を策定する。

イ 前記アについて、市町村は、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や方針、具体的な取組内容、見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

ウ 市町村は、関係部署・団体の緊密な連携・協力に基づき、計画の各段階における課題を整理し、合理的な推進組織体制を整備する。その際、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備であることから、計画の進捗状況に応じて地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署が中心となることが考えられる。

エ 市町村は、域内のスポーツ協会及び文化振興財団・文化協会などの団体が、市町村の取組に多面的に協力するとともに、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行うことができるよう連携する。

オ 市町村は、域内の競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等が、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画することができるよう連携する。

<sup>16</sup> 休日の学校部活動は縮小されていくこととなるため、改革推進期間後、休日における恒常的な中学校部活動指導に係る特殊業務手当(4号業務)の在り方について、廃止も含めて検討していく。大会引率等による特殊業務手当(3号業務)は、当該大会の引率が教員によってでしか認められない又は当該部活動の引率を教師が担うことが合理的とする理由が認められる場合にのみ適用すること等が考えられる。



- カ 市町村のスポーツ推進委員は、地域のスポーツ関係団体との連絡調整や、情報提供、指導者の確保等、市町村の求めに応じて地域スポーツ環境の整備に参画する。
- キ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を活かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、市町村の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

## 4 大会等への参加

### (1) 生徒の大会参加

- ア 各地域の中体連並びに学校の設置者は、生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、各大会の主催者と連携しつつ、学校部活動において生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。
- イ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、前記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- ウ 大会等の主催者は、生徒間の交流を主目的とした大会、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会、リーグ戦の導入や能力別にリーグを分けるなど、多様なニーズに応じた大会の在り方を検討する。

### (2) 大会運営への従事

- ア 大会等の主催者は、学校部活動における大会等の引率は、原則として部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域ボランティアの協力を得るなどして、できるだけ教師が引率しない体制を整える。
- イ 市町村において、部活動指導員や外部指導者による引率を認めていない場合は、可能となるよう体制を見直す。
- ウ 大会の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対し、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。
- エ 教育委員会や校長は、大会運営に参画する教師等の服務について、大会の主催者からの委嘱を受けて従事することから、実費弁済の範囲を超えて報酬を得る場合には兼職兼業の許可を要する。その際、大会が教師等としての勤務時間内に行われる場合は、併せて職務専念義務の免除手続きが必要となることに留意する。

オ 市町村は、各種大会運営に際し、例えば域内で運営ボランティアを募集したり、自治体の職員による動員を要請したりする等、大会の主催者等に対し、運営スタッフの確保に関する協力を行う。

## 5 安全に配慮した体制整備

スポーツ・文化芸術活動の実施に当たっては、活動の特性に応じて、怪我や事故、熱中症等の予防だけでなく、自然災害を含めた緊急時の対応等を適切に行うことができる組織体制を整備する必要がある。特に、学校部活動と地域クラブ活動が併存する中、スポーツ・文化芸術活動における管理責任の所在が異なる場合においても、安全確保に関する連携に切れ目なく取り組む重要性を踏まえ、望ましい体制整備の方向性を示す。

ア 学校の設置者及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、法令に基づいて施設や設備の定期的な安全点検を行うだけでなく、指導者や参加者に対しても、日常的な安全確認や点検を行うよう、適宜、指導・是正を行う。

イ 学校の設置者及び地域クラブの運営団体・実施主体において、活動する施設や設備を供用する場合、それぞれが円滑に管理できる体制を構築する中で、AEDの使用が容易であり、施設や設備を使用前後の状態や安全面に関する引継ぎも併せて把握できる環境の構築に配慮する。

ウ 学校の設置者及び地域クラブの運営団体・実施主体は、活動中の怪我や事故、自然災害等に備え、事前に対応を確認する。その際、安全確保への協力体制として、必要に応じて危機管理マニュアルを共有したり、保護者への連絡等に関する連携をしたりする等が考えられる。

エ スポーツ・文化芸術活動の指導者には、安全上の配慮及び緊急事態時の対応が求められることを鑑み、活動内容や指導対象に応じて一次救命処置講習を受けることが望ましい。

オ 熱中症への対応については、活動の内容や気象条件に応じてリスクが高まること。また、命の危険に直結することから、スポーツ・文化芸術活動の実施に当たっては、適切な対応が求められる。

したがって、下記の基準を共有するとともに、前記 2 エ に示す協議会の連絡システムを活用するなど、熱中症警戒アラート等の情報を伝達する仕組みを整備し、必要な連携を行う。

また、大会等の主催者は、夏季であれば空調設備の整った施設の確保や、暑さ指数(WBGT)等の客観的数値に基づいた開催基準の設定、試合数の調整等、生徒の体調管理を最優先した対応を行う。

なお、暑さ指数(WBGT)については、運動を伴う活動前に毎回、計測・確認するとともに、気候の変化に注意しながら、活動中適宜、計測・確認する。

表 2-1 暑さ指数 (WBGT) に応じた注意事項等  
(出典：環境省夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2020 を一部改変)

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度	乾球温度	注意すべき活動の目安	日常生活における注意事項	熱中症予防運動指針
<b>33度以上 熱中症警戒アラート発表</b>					
<b>31℃以上</b>	<b>27℃以上</b>	<b>35℃以上</b>	すべての生活活動でおこる危険性	外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	<b>運動は原則中止※</b> <b>特別の場合</b> 以外は運動を中止する。特に子ども場合は中止すべき。
28～31℃	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	<b>嚴重警戒 (激しい運動は中止)</b> 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	<b>警戒 (積極的に休憩)</b> 熱中症の危険度が増すので積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では30分おきくらいに休憩をとる
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	<b>注意 (積極的に水分補給)</b> 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

※特別の場合とは

医師，看護師，一次救命処置保持者のいずれかを常駐させ，救護所の設置，及び救急搬送体制の対策を講じた場合，涼しい屋内で運動する場合等のこと。

1 一次救命処置保持者

心肺蘇生法及び AED の一次救命処置に係る救急救命の講習を受けており一次救命処置ができる，かつ熱中症の応急処置について理解しており，処置行動がとれる者。

2 救護所の設置

風通しのよい日陰や，できればエアコンの効いた室内等で，当事者が避難及び休憩できる場所を設置してあること。

3 救急搬送体制

当事者の応急処置，救急車の要請等，有事の際の救急連絡体制が整っていること。

\*熱中症警戒アラート (試行) の運用指針，日本スポーツ協会熱中症予防運動指針を参照

## おわりに・・・

学校部活動は、長年にわたり広く生徒のスポーツ・文化芸術活動の活動基盤を担ってきた我が国の普遍的な文化である。今日まで部活動に少なからず関わったことのある、あらゆる年代において、部活動の意義は生涯実感し続けるものであり、等しくその価値の継承が望まれているところである。

また、それ故に新たなスポーツ・文化芸術活動環境の構築に当たっては、従前の方法や価値観にとらわれず、柔軟な思考と強い意志を持って取り組む必要があると考える。

本県としては、部活動の教育的意義を過小評価することなく、また、一方で生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を存続させるためには、地域全体での一体的な取組が不可欠であることを踏まえ、学校単位の取組から地域単位の取組へと移行する方向性を示したところである。

本ガイドラインは、複雑に絡み合う諸課題の中で、現段階で考え得る方向性についての大枠を示すものであり、具体的な体制の構築には「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前提としたものである。

各市町村及び関係団体等においては、本ガイドラインの内容を踏まえつつ、地域の実情に応じて、緊密な連携の中で知恵を結集し、引き続き誰もがスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる地域環境を創出することが期待される。

本県においては、各地域の具体的取組に寄り添いながら、適宜、課題解決に向けた調整及び見直しを行うこととする。